

「後見支援センター」マニュアル

はじめに一知的障害者と成年後見制度一	36
知的障害者後見支援センターの必要性	38
育成会が成年後見制度に	
取り組む意義および重要な視点	45
後見支援センターの事業	50
後見支援センターの組織および財政	59
課題	64
おわりに	72

目 次

はじめに 一知的障害者と成年後見制度－

1. 知的障害者後見支援センターの必要性	
1) 後見支援センターはなぜ必要か	38
2) 構想の前提となる考え方	39
(1) 育成会の全国ネットワークの活用	
(2) 地域の状況に応じた柔軟な取組みの推進	
(3) 関係機関の協力体制の構築	
3) 後見支援センターにおける取り組みのあり方	42
(1) 地域センターでの取組み(市区町村レベル)	
(2) 基幹センターでの取組み(都道府県レベル)	
(3) 中央センターでの取組み(全国レベル)	
2. 育成会が成年後見制度に取り組む意義および重要な視点	
1) 育成会が成年後見制度に取組む意義	45
(1) 知的障害の障害特性についての知識経験がある	
(2) 知的障害者の生活をトータルに把握している	
(3) 組織の継続性がある	
(4) 連帯感、安心感がある	
(5) 育成会の将来を拓く	
2) 重要な視点	46
(1) 知的障害者のベスト・インタレスト(最善利益)を図る	
(2) 知的障害者のエンパワーメントを図る	
(3) 親、家族の安心を図る	
(4) 知的障害者の権利擁護について社会的な仕組みを創る	
3. 後見支援センターの事業	
1) 情報提供・広報啓発	50
2) 相談・支援	50
3) 人材養成	52
(1) 市民後見人の養成	
(2) 市民後見人の登録・斡旋	
(3) 後見協力員の養成	
(4) 後見協力員の登録・斡旋	
(5) 各種後見制度講座の開催	

4) 後見人への支援	55
(1) 親族後見人への支援	
(2) 専門職後見人への支援	
(3) 市民後見人への支援	
5) 法人後見	57
6) 後見監督人の受任	57
7) 地域ネットワークの構築	58
8) 施策提言	59
4. 後見支援センターの組織および財政	
1) 組織	59
(1) 運営管理部門	
(2) 広報・啓発部門	
(3) 相談・支援部門	
(4) 人材養成部門	
(5) 地域ネットワーク部門	
(6) 運営監視委員会	
2) 財政	62
(1) 後見支援センターの財政基盤	
(2) 組織による財政基盤等の違い	
(3) 後見支援センターへの行政補助	
5. 課題	
1) 事業実施にあたって注意すべき事項	64
(1) 育成会事業部門からの独立性、第三者性の確保	
(2) 事業の透明性の確保	
(3) 個人情報の保護	
(4) 専門性の確保	
(5) 地域の関係機関とのネットワークの構築	
2) 知的障害者の後見人のタイプ別メリット・デメリット	66
(1) 親族後見	
(2) 専門職後見	
(3) 市民後見	
(4) 法人後見	
(5) 育成会法人後見	
(6) 課題の整理と展望	
(7) 追記　－任意後見について－	
おわりに	72

はじめに 一知的障害者と成年後見制度一

社会福祉基礎構造改革の結果、福祉サービスの利用において利用者自身が自分の判断（意思）で選択し、自分の責任において事業者と契約する（サービスを買う）仕組みとなった。

しかしながら知的障害者は障害の特性上、この仕組みの下で、実際に自らサービスを選択し契約する行為は困難が伴う場合が多い。この解決策として2000年に新しい成年後見制度がスタートしたが、福祉分野で成年後見制度は未だ十分に活用されているとはいえない状況にある。その理由として以下のことが考えられる。

- (1) 制度の仕組みが複雑で分かりにくいうえ、本人や家族に十分に周知されていない
- (2) 相談体制が不十分である
- (3) 手続きが煩雑である
- (4) 知的障害を理解している後見人が不足している
- (5) 適切な後見人が得られるかどうかの不安がある
- (6) 多額な費用がかかる

こうしたことから、知的障害者が施設入所など福祉サービスを利用する際の契約においては、多くは親族（親）による事実上の代理契約が行われている。また、施設によっては成年後見人による契約を求めるために、親族が成年後見人等の申立手続きを行う事例が散見されるが、この場合後見業務の遂行は勢い形式的なものになっている。

子が成年に達すれば親の親権は喪失する。また、知的障害者を現に監督・保護している親族にしても、法的には何ら権限はなく、善意による事務管理をしているにすぎない。①そのような位置づけにある者に代理契約ができるのか、②親族（親）は、いつまで知的障害者の財産管理や身上監護ができるのか、その後は誰が引き継ぐのか、③全ての親族（親）が善意の事務管理を行っていると言えるか、そのチェック機能はあるか、④財産相続などで、知的障害者本人と利益相反の関係にある者に対して、誰が本人の最善利益を守り対抗措置をとるのか等の問題は、成年後見制度が制定されたにもかかわらず、現在なお解決されないまま、依然として本人の権利が危機に晒される事態が生じている。実際、本人に対する権利侵害や財産侵害の例は、残念ながら後を絶たない。

このような状況を改善し、本人の意思を尊重し本人の権利を守るためにには、知的障害者にとって真に使い勝手のよい成年後見制度のあり方を検討することが当面の重要課題となる。検討課題は、①本人・家族への分かりやすい広報及び相談の実施、②後見を行う際に留意すべき視点、③成年後見手続きの支援、④無理のない費用負担、⑤安心して託せる後見人の確保に大別される。

育成会は、50余年にわたり知的障害のある子を持つ親たちが、わが子たちの福祉の推進の運動を続け、教育・福祉・医療等、知的障害者の生活に関わるさまざまな領域で、その成果を上げてきた。知的障害をもつ子の生活を身近に見守り、専門家の助言を得ながら代弁者として子の権利を守ってきたからこそ上げられた成果といえる。

福祉構造改革以降、成年期に達した知的障害者にとって不可欠な自己決定や契約等の行為を支え、成年後見制度を実用的なものとすることが重要かつ緊急課題となっている現在、育成会はこれまでの実績や活動状況から、こうした課題に対応しうる機能を持った組織と考える。

このため、育成会を核とした「知的障害者後見支援センター（仮称）（以下『後見支援センター』という）」の設置を提言する。

一方、法や制度の使い易さとともに、知的障害のある子を持つ親は、自分が健在なうちに「親亡

き後」を見据え、法的に子を守る備えをしておくことが、親の安心及び子の安定した暮らしにつながる。そのためには、親の自己啓発、自己変革が求められることが看過されはならない。と同時にそうした個々の親の活動を後見支援センターがバックアップすることが考えられて良い。

1. 知的障害者後見支援センターの必要性

1) 後見支援センターはなぜ必要か

現在、成年後見制度の普及、活用の促進に関しては、全国各地で先駆的、実験的な取組みが進行しつつある。東京では都の施策（成年後見活用あんしん生活創造事業）に基づき足立区や品川区をはじめとする都内各区市における成年後見制度推進機関の設置が着実に進んでおり、伊賀市や出雲市等でも成年後見制度を総合的に推進する役割を担う機関が設置されている。法人後見の受任機関としては、横浜生活あんしんセンター、多摩南部成年後見センター、こうべ安心サポートセンター、東濃成年後見センター等の他、上記の都内の推進機関の多くが法人後見の実施に踏み切っている。また、いわゆる市民後見人の養成・紹介については、都が直接その養成に乗り出している他、世田谷区や大阪市、あるいは大阪育成会でも取組みが始まっている。その他、当事者団体に弁護士等の専門職が関与する形で多様なN P O法人等が、主に法人後見の受任機関として名乗りを上げている。

このような全国における多様な取組みは、今後の成年後見制度の普及促進に向けて大きな可能性を感じさせるものであるが、一方で、その多くの機関では、現状において知的障害者に関する利用実績は必ずしも十分ではないといえる。

その理由の第1は、認知症高齢者の場合と違い、知的障害者には通常、絶対的な援護者ともいえる親が存在し、親が可能な限りぎりぎりまで子の援護にあたるという古くからの常識、あるいは旧態然とした生活スタイルができてしまっていることによる。もちろん、知的障害者の親にそのような悲壯ともいえる覚悟をさせ、老後においてまで大変な負担を強いてきたことの原因の多くは、わが国の福祉施策の不十分さにあり、さらにいえば社会のありようそのものに見直すべき点が多々あることは論を待たない。知的障害者が親亡き後はもちろん、その以前から親の庇護を離れ、あるいは年老いた親に悲壯で過剰な負担をかけることなく、すべての知的障害者が普通に暮らしていくようにするために、親の意識改革を含めた大きな発想の転換が必要である。本来、成年後見制度はそのための貴重なきっかけとなり、かけがえのないツールとなり得るはずである。

知的障害分野において成年後見制度の活用が十分に進まない第2の理由としては、知的障害分野における後見業務の困難性、あるいはその特殊性にあると考えられる。もちろん、認知症高齢者についても後見業務の中で困難な状況に直面することは決して少なくない。しかし、知的障害者に対する成年後見は、多くの場合、非常に長期にわたって身上監護も含めた全人間的な交流が求められるという点が認知症高齢者の場合とはやや事情が異なる。知的障害者の成年後見人にとって、被後見人である本人と信頼関係に基づく強い絆をつくることなくしては、そもそも成年後見業務はまったく成り立たないとさえいえる。それに加え、親が存命中は、その強い干渉を受けることもしばしばあるということもあり、少なくとも法律の専門家にとって知的障害者の成年後見業務を引き受けには相当の覚悟と経験が必要というのが実際のところであろう。

もちろん今後、法律家を含む多くの専門職が知的障害者に対する理解を深め、知的障害者のよきパートナーとして成年後見人になることが期待されることは当然である。そしてそのためには、弁護士会やリーガルサポート等の積極的な取組みも重要であり、今後大いに期待されるところである。しかし、上記のような事情を考えると、それだけで知的障害分野における成年後見制度の活用が十分に進むと考えることには無理がある。知的障害分野に成年後見制度を根付かせ、だれもが気軽に利用できるようにしていくためには、知的障害の障害特性を踏まえつつ、多くの課題への対応を着実に図り、また、知的障害者を支える既存の社会資源やネットワークを最大限に活用することが重

要なポイントになると考えられる。

具体的には、以下の3点を実現させが必要である。その第1は、知的障害者の障害特性を踏まえ、親の心情にも配慮したきめ細かい相談・支援や情報提供等を行うことである。その際、親が健在なうちの対応から親亡き後へのスムーズな移行を支援するという視点がとくに重要になる。第2には、親族後見人を含む後見人の活動を日常的に的確に支援することである。成年後見人が地域で孤立していっては、知的障害者本人が地域で孤立することなく、自然にコミュニティに溶け込むことなど望むべくもないであろう。第3には、親族や専門職では適切な成年後見人が得られない人のために、一般市民の中で知的障害者の福祉の向上と成年後見制度の普及促進に理解と熱意のある人を新たな成年後見人の担い手として広く養成し、必要な人に紹介する取組みを行うことである。これにより、過重な費用負担の問題もその多くが解決されることが期待される。また、これらに加えて、最後のセーフティネットとして、知的障害者をさまざまな面から多機能的かつ安定的に支援することができる機関がその専門性を活かして法人後見を担うことも考えられる。

以上のことから、今後、こうした機能を総合的に担う機関として「知的障害者後見支援センター（仮称）（以下「後見支援センター」という）」の設置を進めることが期待される。そして、この機関の設置を進める役割は知的障害者育成会においては考えられないといえるだろう。育成会は、50年余にわたり知的障害者の人権擁護と生活支援に着実に取り組んできた組織であり、これまでの活動の中でかけがえのない専門性と多くの関係者とのネットワークを築いてきた。今後、育成会が中心となり、その専門性とネットワークを最大限に活かし、また既存の成年後見制度推進機関や弁護士会等の専門職団体との連携をさらに強固なものとすることにより、地域の実情に応じて後見支援センターの設置を進めていくことが必要である。

2) 後見支援センター構想の前提となる考え方

後見支援センターに期待される機能、役割としては、成年後見制度に関する情報提供・広報啓発、相談・支援、成年後見人等への支援、市民後見人等の養成・支援、法人後見の受任、後見監督人の受任、地域ネットワークの構築、施策提言等が考えられる。これらの機能のあり方や具体的な事業内容については、「3.」及び「4.」で詳しく述べることとし、ここでは、後見支援センターの設置をどのように進めていくか、その仕組みと基本的な構想の考え方について提案することとする。

まず、後見支援センターを構想するにあたって、前提となる考え方は以下のとおりである。

(1) 育成会の全国ネットワークの活用

後見支援センターの設置を進めるにあたって、まず前提として考えられることは、育成会の全国ネットワークを最大限有効に活用することである。

成年後見制度は、残念ながら現状において、知的障害者にとってもそれ以外の市民にとっても決して日常生活に密着したなじみのあるものとはなっていない。しかし、本来的には、成年後見制度は地域に溶け込んだ身近な存在でなければならないものといえる。それは、制度の基本理念がノーマライゼーションの実現にあり、成年後見人の役割は、狭義の法律行為や財産管理だけでなく、できる限りの本人の自己決定を支えることにより、日常生活そのものを安心・安全で、かつ健全で尊厳あるものとすることにあるからである。したがって、成年後見制度の利用を促進する後見支援センターの機能や役割も、可能な限り利用者に身近な地域社会に用意されることが望

ましいといえる。

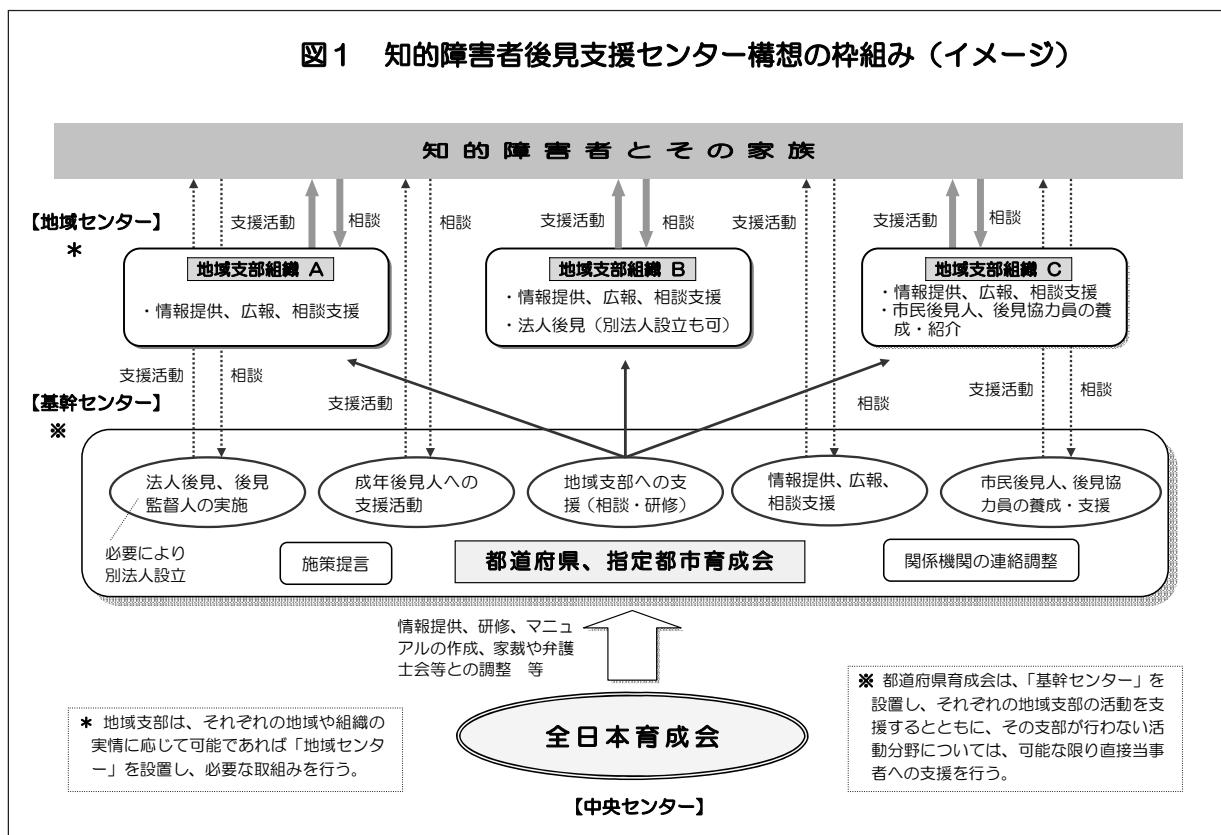
しかし一方で、法律的な対応を含む専門的な役割を求められることも多い成年後見制度への取組みは、一地域単位における活動だけでは対応しきれない部分が多く存在することも事実である。とりわけ、知的障害分野の特殊性は前述のとおりであり、それに的確に対応し得る専門性や機能をすべての地域にきめ細かく整備することは現実的ではなく、また効果的でもないであろう。

そのように考えると、後見支援センターは、まず市区町村のレベルにおける取組みを基本的なベースとして位置づけた上で、将来に向けてできるだけ多くの地域における設置を目指とする（地域後見支援センター／以下「地域センター」）。

そして、より広域の都道府県（及び政令指定都市。以下同じ）単位において、総合的、専門的な機能と、地域センターへの支援機能を有する基幹的なセンターの設置を目指す（基幹後見支援センター／以下「基幹センター」）。

さらに、全国の単位には、基本的な制度設計や、後見支援センター全体の運営支援等を行う中央機関を設置する（中央後見支援センター／以下「中央センター」）。

こうした多重的、重層的なシステムを構築することにより、それぞれの地域に応じた柔軟な取組みをシステム全体の中でバックアップしていくことが有効と考える。



育成会は、各地域によって組織のあり方や規模、力量等は異なるものの、知的障害分野において全国をネットワークできる存在であることから、こうした後見支援センターの構想を実現していくにふさわしく、また責任ある位置にあるといえる。今後、育成会の持つ資源と力を最大限に活かして、後見支援センター構想の実現を図っていく必要がある（図1）。

(2) 地域の状況に応じた柔軟な取組みの推進

上記のとおり、この構想では、すべての地域に同じような機能を画一的あるいは標準的に整え

ることを想定していない。もちろん、本来、成年後見制度の必要性や重要性は全国どの地域においても共通であり、その意味ではすべての地域で同じように制度の普及促進を図る取組みを進めることが理想であるといえる。しかし一方で、成年後見制度の法的な推進体制としては、家庭裁判所が成年後見人の選任、監督等の基本的な機能を担っている他は、公的、制度的に用意されたしくみはわが国には存在しないに等しく、成年後見制度の普及促進に関する全国の自治体の取組みには大きな格差があるのが実情である。そのため、各地域における後見支援センターの取組みを検討する際も、それぞれの地域の施策動向や、利用者のおかれている状況等を踏まえ、それに応じた柔軟な内容とする必要がある。

また、そもそも育成会の地域組織は、それぞれ設立の経緯や活動の内容が千差万別であり、組織基盤にも大きな違いがある。したがって、後見支援センターの設置を進めるにあたっては、各地域組織の実情や方針等を踏まえた取組みを尊重することが必要である。

このように、各地域における取組みはそれぞれの地域や組織の状況に応じて内容の違いや水準の差が生じることにならざるを得ない。また、地域によってはこうした活動そのものがまったく実施されないということも当然に生じる。そのため、地域による活動内容の格差や、あるいは空白地区をカバーするためにも、都道府県レベルの基幹センターが中央センターの支援を受けつつ、基本的な機能を備え持つことが求められる。そうすることにより、地域センターによる支援が存在しない地区においても、基幹センターがそれをカバーすることにより、すべての利用者が必要な支援を受けることが可能となると考えられる。

(3) 関係機関の協力体制の構築

今後、全国の育成会組織が中心となり、後見支援センターという新たなしくみを構築していくにあたっては、それぞれの地域の家庭裁判所や弁護士会、リーガルサポート（司法書士会）、社会福祉士会等の専門機関と連携を強化することが重要である。それは、利用（希望）者や成年後見人（市民後見人を含む）を対象とした相談・支援体制を構築するにあたっても、たとえば紛争性や権利侵害があるようなケースへの対応を適切に行うためには専門職の支援は欠かせないし、後見支援センター自らが法人後見を実施するにあたっても、専門職の助言を得ることが必要な場面は多いものと考えられる。

とりわけ、知的障害分野に特有の「親亡き後」の問題への対応を図るにあたっては、それぞれの利用（志望）者の生活状況や希望に応じて、関連制度を含めた多様なきめ細かいアプローチが必要であり、法律分野をはじめとする専門職の支援が必要不可欠である。

また、成年後見制度への取組みは判断能力が不十分な人の権利擁護に関わるものであるだけに、社会的な信頼に応えられる透明性ある運営体制を構築することが重要となる。そのため後見支援センターには、市民や専門職等からなる第三者的な運営監視委員会等を設置することが必要である。

その他、地域福祉権利擁護事業などの関連事業を実施する社会福祉協議会との連携も重要であるし、今後、設置が進むと期待される成年後見制度推進機関、あるいは自立支援法による相談援助機関等との連携も重要となる。

3) 後見支援センターにおける取組みのあり方

前述のように、この後見支援センターの構想は、地域の実情に応じた柔軟で多様な取組みを基本としつつ、育成会の全国ネットワークを最大限に生かした重層的なしくみとすることにより、利用者への支援の機会と質に関して一定の水準の確保を図りつつ、かつ社会的な信頼に応えられるようするものである。

以下では、それぞれの地域レベルのセンターにおける取組みの基本的な考え方を整理することとする。なお、後見支援センターが担うべき機能や事業の具体的なあり方については、「3.」で詳述することにする。

(1) 地域センターでの取組み（市区町村レベル）

市区町村レベルに設置される地域センターは、まず第1に、身近な地域の相談窓口としての機能が重要になる。成年後見制度は市民にとって難解で近づきにくい制度という印象を与えがちであるので、知的障害者やその家族にとって、日頃からなじみのある育成会の地域組織において気軽に相談のできる体制を用意することは、大きな安心感と親しみやすさにつながるものと考えられる。この相談窓口では、制度の基本的な内容をわかりやすく説明するとともに、それぞれの相談者の状況に応じた制度の具体的な利用方法等を情報提供することが期待される。ただし、紛争性がある等、複雑な問題を抱えたケースなどは、都道府県の基幹センターにつなぐことが必要となる。

次に、地域センターが行う相談・支援の一貫として、親族後見人への支援に取組むことが重要なとなる。現在、成年後見の活用が進まない理由の一つとして、後見業務を単独で担っていくことに対する不安感が指摘される。そのため、こうした不安感を強く抱きがちな親族の成年後見人に対して、日常的な相談に応じたり、後見人同士で悩み事を話し合うことのできる場の設定等、さまざまな形でサポートを行うことが考えられる。とりわけ、基幹センターとの連携により、親族をはじめとする成年後見人を地域でサポートするための「後見協力員」を一般市民や育成会の関係者の中から広く養成し、支援を必要とする成年後見人につなげていくことが有効と考えられる。以上のような取組みは、親族が安心して成年後見人になるためにも、また後見業務を適切なものにしていくためにも有効である。なお、こうした取組みが、可能な限り身近な地域で用意されることが望ましいことはいうまでもない。

また、地域センターには、上記の「後見協力員」や、後述する基幹センターが中心となって養成する「市民後見人」を地域においてサポートする役割も期待される。後見協力員は、地域に密着した活動を行うことから、地域センターがその活動拠点となることが期待される。市民後見人は、基礎的な講習を受けた者がなるとはいえ、当然のことながら専門職後見人(弁護士、司法書士、社会福祉士、以下同じ)のように高い専門性を有するものではない。こうした市民後見人が安心して後見業務にあたるためには、拠って立つ拠点として、あるいは身近な相談相手としての地域センターが存在することはきわめて有効と考えられる。

さらに、地域センターは、必要に応じて自ら（あるいは別法人を設立して）法人後見を受任することも考えられる。ただし、法人後見を実施するためには一定の専門性の他に、組織基盤の安定性や運営の第三者性、透明性が強く求められることから、実施にあたっては組織全体の見直しと条件整備を図るとともに、安易な受任を避けるために受任を検討する際の基準づくり等が必要

となるであろう。

その他、地域センターには、地域における成年後見制度の普及のための広報や講座等の実施、地域の関係専門職団体(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会。以下同じ)や成年後見制度推進機関(成年後見支援センター等)との連携の促進、主に市区町村行政等に対する施策提言の取組みが期待される。

(2) 基幹センターでの取組み（都道府県レベル）

都道府県レベルにおける設置が想定される基幹センターは、この構想においてもっとも中核的な役割が期待される。

まず基幹センターに求められる役割の第1は、上記の地域センターの後方支援機関としてその取組みをバックアップすることである。具体的には、地域センターで対応しきれない困難な相談ケースに対して専門的な対応を図ることや、地域センターのメンバーに対する研修の実施、必要な情報提供等が考えられる。

第2に、基幹センターには、直接利用者からの相談等に応じる機能も求められる。地域センターは、それぞれの地域の実情に応じて可能な地域で任意に設置されるため、実際には地域センターが設置されない地域も多くなるものと考えられる。また、地域センターが設置された地域においても、上述のように活動の内容や幅は地域によってさまざまなものになると想定される。したがって基幹センターは、都道府県内のどの地域からどのような相談が来てもすぐに対応できるような体制を整えておくことが必要である。また、制度の利用相談に応じるだけでなく、すでに成年後見人になった親族等に対する相談やきめ細かな支援も重要な取組みである。

第3に、基幹センターは、成年後見人による支援が必要であるにもかかわらず適切な後見人が見つからない場合のために、自ら(あるいは別法人を設立して)法人後見を受任することが考えられる。ただし、この場合でも、地域センターが同様の取組みを行う場合には、後見業務は利用者に身近な地域において“顔の見える関係”的もとにきめ細かく行われることが望ましいため、原則的に地域センターの取組みを優先することが必要と考えられる。その際、基幹センターには、地域センターが行う法人後見の業務を支援する役割が期待される。

第4に、基幹センターは、必要に応じて後見監督人を受任することも考えられる(この場合も別法人を設立しての実施も考えられる)。これには、主として親族が成年後見人になる場合の後見監督人と、後述する市民後見人に対する後見監督人が考えられるが、それぞれ被後見人本人はもとより、成年後見人(候補者)や家庭裁判所と十分に調整を図ることが必要となることはいうまでもない。なお、上述のように地域センターが法人後見を行う場合に、基幹センターがその後見監督人になることも考えられるが、この場合には、育成会組織の本部・支部関係にあたることから、そうしたことが可能あるいは適切かどうか、家庭裁判所との十分な調整が必要になるものと考えられる。

基幹センターが果たすべき第5の役割としては、関係専門職団体や家庭裁判所等との連携の強化を図ること等により、知的障害者の成年後見制度の利用を支えるための地域ネットワークを構築することが挙げられる。利用者からの相談に適切に応じるためにも、また地域センターのメンバー等を対象に研修を行うにあたっても、専門職団体等の支援を得ることはきわめて有効である。とりわけ基幹センターには、地域センターで対応しきれない困難な相談ケースが多く寄せられることになると考えられることから、専門職による支援を得ることは不可欠ともいえる。また、基

幹センターが法人後見を受任する場合にも、後見業務を適切なものとするために専門職の支援が重要なことはいうまでもない。一方、こうした日常的な活動を通じて専門職との連携を深めることにより、多くの専門職に知的障害者に対する理解を深めてもらうことは、今後、知的障害者の成年後見人を引き受けてくれる貴重な専門職人材の拡大にもつながることが期待される。

第6に、基幹センターには、地域において成年後見人の支援を行う後見協力員の養成を行うことが求められる。親族をはじめとする成年後見人に対する支援は、基本的に上記の相談対応等により図られることになるが、さまざまな事情により、後見人ひとりでは後見業務や被後見人に対するケアが十分に担いきれないケースも想定される。そうした場合に、成年後見人の活動を地域において支える後見協力員の存在がきわめて重要になるものと考えられる。こうした人材を基幹センターが養成し、必要とする成年後見人につなげたり、地域センターに紹介することが期待される。

第7に、基幹センターに期待される今後の重要な役割として、市民後見人の養成が挙げられる。上記第1～6のそれぞれの取組みにより、親族や専門職による成年後見の受任の拡大と、被後見人の立場に立った適切で安定した後見業務の遂行が図られるものと期待される。しかし、とりわけ知的障害分野において最大の課題ともいえる「親亡き後」への対応を考えると、上記の取組みだけでは自ずと限界があることは明らかである。「親亡き後」を安心して委ねることのできる成年後見人が専門職以外にほとんど見当たらないという状況は、必要な人材の量的な確保という面からも、また後見報酬等の費用負担の大きさという面からも、今後、知的障害分野において成年後見制度の活用を促進する上で最大の障壁になることは間違いない。したがって、基幹センターにおいては、今後、知的障害者の権利擁護と福祉に理解と熱意を有する市民を成年後見人の候補者として多数養成し、それらの人材を適切なケースに紹介し、そしてその後の後見業務に対しても必要な支援を行なうことが期待される。なお、この取組みは、可能な限り地域センターとの密接な連携の下に進められることが望ましいといえる。

この他、基幹センターには、広域的な観点から、制度全体のPR（広報の実施や講座の開催等）を図ることや、主に都道府県行政に対する施策提言等の役割を果たすことなどが期待される。

(3) 中央センターでの取組み（全国レベル）

本構想における中心的な役割は都道府県の基幹センターが担うことになることから、全日本育成会に設置することになる中央センターには、基本的に制度全体のしくみ作りと条件整備、とりわけ基幹センターへの支援の役割が期待される。

具体的には、まず中央センターには、基幹センターの担当者等を対象とする専門研修の実施や、きめ細かな情報提供が求められる。とりわけ、成年後見制度に関する施策動向や全国レベルの実践に関する情報提供は基幹センターにとって有効と考えられる。

また、中央センターにおいては、基幹センター及び地域センターの運営基準やマニュアル等を作成し、事業全体の質の確保に努めること、さらに、一定の活動実績が蓄積された段階では、対応事例集を作成することが求められる。

中央センターでは、知的障害分野における成年後見制度の重要性等に関するPRの取組みも重要である。たとえば知的障害者とともに成年後見に関するパンフレットやビデオを作成すること等が考えられる。

最後に、中央センターの重要な役割として、国や全国レベルの関係機関との連携を促進するこ

とが挙げられる。とりわけ、関係専門職団体と連携し、知的障害分野における成年後見制度の利用促進に向けた取組みの制度化を図ったり、制度を運営する上での課題を整理し必要な法改正を提起するなどの取組みは、中央センターにこそ求められる基本的な役割といえる。

2. 育成会が成年後見制度に取り組む意義および重要な視点

1) 育成会が成年後見制度に取り組む意義

さまざまな課題を抱え使い勝手の悪い成年後見制度を、知的障害者にとって利便性と安全性が備わったものにするには、育成会がその任を担う必要があろう。その理由は以下のとおりである。

高齢者の場合であれば、後見人は、判断能力が不十分になる前の本人のライフスタイルを尊重しつつ、心身の安全を図り最期まで見守ることで足りる場合が多い。いわば、身上監護については介護を主とした限定的なもので足り、財産管理についても、他者の侵奪から守り、介護等に有効に使うことで足りよう。また高齢者自身が判断能力のある間に、自分の希望に沿った任意後見契約を結ぶこともできる。

しかしながら知的障害者の場合、本来後見が必要なのは、親権から脱した20歳からということになるが、20歳になった人が、どこに住み、どのような暮らしをすれば良いのかは簡単に決められない。その理由の第1は、知的障害者の生活支援が長期間で多岐にわたるだけでなく、一人ひとりの障害の特性や置かれた生活環境も異なり、また生活のために必要な財産をどう得て、どう使うかを含めて多面的に考察する必要があるからである。第2は、障害者の生き方自体が、時代によって大きな変化の途を辿っているからである。家族による支援が当たり前であった時代が長かったものの、近年は一方には核家族化による家族支援の限界という現実があり、他方にはノーマライゼーションの理念の普及により、自己決定の尊重や地域福祉等の進展が図られ、親と別人格であることが強調される等、福祉理念自体が大きく変容している。

これらを考えると、これまで知的障害者の支援を担ってきた親が成年後見人になるのでは、親亡き後の安心のための解決には結びつかないだけでなく、新しい福祉理念に則るならば、親が後見人になることが必ずしも相応しくないのではないかとの認識も広がりつつある。他方、専門職に依頼するには報酬等が支払えない場合や、専門職といえども知的障害者の一生を支えるには限度があること等、さまざまな問題が立ちはだかり解決策が見えない状況である。

育成会が成年後見に関わる適性については、以下の点が挙げられる。

(1) 知的障害者の障害特性についての知識経験がある

親が後見人に相応しいかについては議論のあるところであるが、一方において、第三者後見に対しては、果たして知的障害者の障害特性について十分な理解のある人が成年後見人になってくれるかという不安が大きい。その点、育成会は知的障害者の親・家族で構成され、個々人の障害を理解しているだけでなく、会活動を通じて知的障害者についての知識を具え、さまざまな課題に対しての共通理解がある。

(2) 知的障害者の生活をトータルに把握している

育成会会員は、知的障害者の障害特性については、必ずしも専門家ののような十分な専門知識を持っているとはいえない。しかし、長年にわたり知的障害児を育ててきた親や、知的障害児とと

もに育った兄弟姉妹等であるため、生活の中で知的障害者が直面する課題に関しては、実感を伴った理解をすることができるところが期待される。

後見プランを立てるに当たっては、障害特性についての専門知識自体よりも、現実の生活課題に密着した理解こそが何よりも必要であろう。

(3) 組織の継続性がある

育成会は、長年にわたって知的障害者の福祉の推進に向けて活動を重ねて来ており、その会員は若い親から高齢までさまざまな年代で構成されている。知的障害者の長い一生、特に親亡き後の生活を考えた場合、どんなに優れた成年後見人であっても単独で知的障害者の長い生活を支えるには無理がある。また、核家族化の進んだ現代においては知的障害のある子を持つ親は、以前にもましてそれぞれの親亡き後の子の将来に対する大きな不安を抱えるに至っている。一方、育成会はそれぞれの親が亡くなった後も継続する。組織の継続性は、長期支援を必要とする知的障害者の安全な後見のためには何より求められる条件である。

(4) 連帯感、安心感がある

知的障害者を取り巻く社会のバリアは決してなくならないであろうが、そんな中で、同じ親としての共感を土台とした育成会は、仲間としての連帯感を培ってきた。知的障害者の障害特性は、他者に理解されにくいこともあり、社会の風に当たって辛い思いをした親は少なくない。その点、同じ親同士ということで、育成会は仲間としての安心感を抱かせる。

(5) 育成会の将来を拓く

育成会は、これまでも知的障害者施策の充実発展を目指して各種の活動を進めてきた。また近年、福祉制度が契約に基づくシステムに転換したこともあり、これまで以上に知的障害者の権利擁護が重要になって来ている。

成年後見制度は、ノーマライゼーションの理念に基づき、判断能力の不十分な人の権利を守るための制度である。育成会が成年後見制度に関わることは、知的障害者の権利擁護を制度的に担うことを社会に認知させる意味もあり、育成会活動の新しい展望を拓くことになる。

しかしながら、昨今、施設運営等、事業体となる育成会が多くなっているため、自ら提供している事業の利用者の成年後見をすることは、利益相反となり認められない点に注意すべきである。別法人を作ったとしても、利用者等、その内実が同じであるとなれば、適性を欠くと指摘される恐れがある。

2) 重要な視点

上述したとおり、育成会が後見を担うには多くの意義やメリットが見出せる。しかしながら成年後見制度は判断能力のある人が、一定の事項について専門家に委任する任意代理制度と異なり、生活全体に広範な権限を持つ法定代理の制度であるため、安易に担われれば本人の利益を侵害する恐れがある。あるいは意図するか否かを問わず、これまで事実上担ってきた親の管理に代わる新たな管理を生む恐れもある。そのため、第三者後見の殆どが確固とした職業倫理規範をもつ専門職によって担われているのである。

また知的障害者の親は、子を不憫がるあまり子に冒険をさせない傾向がある。これまで子のためというより、むしろ親の安心のために入所施設建設運動を進めてきた経緯があり、入所施設から地域へ出ることに反対するのは親だとも言わってきた。そのような親の意識をそのまま育成会による後見に持ち込むことになれば、親の安心のためだけの成年後見となり、知的障害者本人の権利擁護という本来の視点は見えなくなる恐れがある。それでは知的障害者の福祉推進に逆行することになり、社会の理解は得られないことに厳しく留意しなければならない。

そのため、育成会が成年後見を担う場合にあっては、以下に挙げるような視点を押さえておかなければならぬ。なおこれらの点は、知的障害者の特性に応じた後見計画を立てる場合に共通するものであり、家族が成年後見人になる場合においても同様に必要な視点である。

(1) 知的障害者のベスト・インタレスト（最善の利益）を図る

成年後見制度は法的な大きな権限を後見人に与える。しかし、それは単にこれまでの親の管理から、新たに後見人の管理へと権限移動することではない。成年後見制度の目的は、あくまでも知的障害者が安心して生きるために必要な法的支援を行うことである。しかもノーマライゼーションの理念に沿えば、判断能力が不十分な人であっても、その人格を認め尊重する制度であることから、親・家族がこれまで行ってきた支援とは視点が異なるものとなる。一方、近年知的障害者の自己決定が強調されているとはいえ、成年後見制度が知的障害者の保護を目的としている以上、判断能力が不十分という障害を持つ本人の自己決定をそのまま受け入れることにはならない。

成年後見制度が、知的障害者本人を権利の主体とし、人生の主役であることをスタートラインに置くならば、成年後見で元も重要な視点は、知的障害者のベスト・インタレスト（最善の利益、以下「ベスト・インタレスト」という）を求めることがあると言えよう。

しかしながら、ベスト・インタレストというのは、言葉としては明快であるものの、実際に目に見えるものではない。むしろ、時代背景、障害の状況、家族環境等により、現時点で求めることができる到達点であり、ある意味では相対的なものである。

ここでの問題は大きく分けて二点あろう。一点は、本人の希望と周りがみたベスト・インタレストの判断とが齟齬をきたす可能性である。本人の希望と支援の方向が食い違わないためには、普段から後見人は本人の信頼を得て、ベスト・パートナーの関係を築いておくことが望ましい。その上で、常に本人のベスト・インタレストを求める姿勢を持ち、それに至るためのプロセスをしっかりと踏むことでしか、ベスト・インタレストを求めるることはできないだろう。二点目は、これまでの福祉の歴史を振り返っても、本人の希望と家族の意向とが対立する事態が十分予想されることである。これについては、その不安を受け止めた上で、家族の意識改革を積極的に行っていく必要があろう。

これらの齟齬や対立を当然のことと受け止めた上で、後見人は後見計画を立てることが必要である。ベスト・インタレストを求めるに当たっては、本人の希望を踏まえた上で、その場しのぎの利益だけでなく、5～10年後程度の中長期的展望をも視野に入れなければならない。また、家族等の意見がまとまらない場合には、意見調整のための協議の場を設けることも含め、次のような手順を踏んで、後見プランを立てることが望ましい。なおこの場合においては、最低限の福祉を基準とすべきではなく、普通の人の普通の暮らしを基準とした上で、それぞれが育った家庭と同様の生活に見合った個別の支援がなされるべきである。しかも、単に経済の尺度だけで人を計らない視点こそが重要である。

成年後見人は、知的障害者のベスト・インタレストを求めるに当たり、以下のこと留意すべきである。

- ① 知的障害者の人格を尊重する姿勢を持ち、これを最後まで貫くこと
- ② 知的障害者本人の希望を確認する手順を前もって文書化しておき、それに沿って本人の希望を聞き記録する。また本人の希望が果たして真意であるかどうかについても、十分にコミュニケーションを図りつつ、手順を踏んで確認すること
- ③ 本人の意見を尊重する寛容さを持つこと
- ④ 本人の希望に沿った後見をすることが、知的障害者本人の利益にならないと考えられる場合には、それを受け入れることができないとの理由を、明確に記録として残すことが必要である。

なお、上記④の理由は次のような場合に限られる。

ア. 本人の希望を実現させると、本人の生命・身体・財産に取り返しのつかない悪影響を及ぼすと予想される場合

イ. 本人の基本的な人権を奪うような、特に不可逆的な損失を及ぼす場合

ウ. 本人自らの生活が脅かされるようなリスクを伴う場合

エ. 愚行権というものに配慮したとしても、それがあまりに安易なものである場合（しかし、安易であるかについては、十分に検討が必要である）

本人の希望に沿えない場合や制限をする場合には、その明確な理由を記録した上で、本人の不利益を必要最小限度にとどめるための配慮が必要である。加えて単独の後見人の判断のみではなく、その判断を可視化するために他の関係者の判断も仰ぐべきである。上記以外で、本人に大きな不利益を及ぼさないことに関しては、本人の希望を広く受け入れることが必要である。

このプロセスを辿ることにより、単なる手続ではなく、結果の妥当性としてのベスト・インタレストを求めることができよう。これらを遵守することが後見人としての倫理基準に適うことであり、この手順を丁寧に踏まえることによって初めて、一人の人間の生き方を代理決定するという重大な責任を果たすことができよう。

(2) 知的障害者のエンパワーメントを図る

成年後見制度は知的障害者の権利を擁護するものではあるが、保護面を強調するならば、本人の権利を奪い制限する恐れがある。特に、後見類型の場合、成年後見人の権限が非常に強くなる恐れがあり、これまで親が行っていた管理に代る、ある意味では親以上に強力な新たな管理を生むことになる。それでは、本人の権利擁護を目指したノーマライゼーションの理念を損なうことになることに留意すべきである。

従来の禁治産制度から成年後見制度への転換は、単に保護だけを目的としたものから、できる限り本人の意思を尊重しつつ保護を図るという考え方への変化を意味している。その考え方からすれば、安易に代理・代行をするのではなく、可能な限り本人自身が希望を述べやすくなるよう支援し、かつ関与できることを増やすことによって、本人自身が主体的に自らの人生に関わることができるよう支援することが求められる。その意味では、本人の意思確認が困難な最重度の人にとっては、すべての法律行為を代理決定することになる後見類型となることはやむを得ないものの（現実には、9割近くが後見類型である）、本人の意思確認がある程度行える人にとっては、本人の同意を要件とする（重要事項については保佐人の同意が必要な）、より制限の少ない保佐類型が望ましいことになろう。現実には、療育手帳A（重度）の人はすべて、そして手帳B（中軽度）の人

の一部も後見類型となっているようであるが、このような実務運用が適切であるかについて大いに疑問が残る。

(3) 親、家族の安心を図る

これまでの知的障害者福祉を振り返ると、多くを家族、特に親に依存したものであり、現在もなお、家族による支援は社会的にも当然のことと考えられがちである。しかしながら、知的障害のある子を育てるということは、障害の受容から始まり、さまざまな苦労を重ねて成人まで養育するのである。しかも、成人した後も長期間にわたって、親がその生活支援のほとんどを背負っているという過酷な現実があり、高齢の親を数年間介護して看取るのとは、量的にも質的にも異なる。また将来のことを客観的に考えれば、成人した子の一生涯を親が背負うことはできるはずもなく、いつかは破綻することは明白である。また、ノーマライゼーションの理念に鑑みれば、たとえ可能であるとしても、親に支配・管理された一生を送ることが、知的障害者本人のベスト・インテレストであるとは到底思われない。

現実には、今もなお高齢化した親が、中年になった子と共に倒れするまで抱え込んでいるケースが多く見られ、将来を心配した親が子殺しや心中事件を起こす原因ともなっている。近年、自殺者が年間3万人を超える状況が8年間も続いている社会状況自体が異常ではあるが、その中にあって、高齢の親が成人した子を道連れにするという無理心中事件は、子に障害（特に、知的障害）がある場合が殆どとも言われ、その異常さが目を引く。親の抱え込みに対して批判することはたやすいが、この状況は、決して親が望んでいたものではない。社会的な環境や資源の整備がなされず、経済的な自立が困難であることもあること、家族介護の美名の下、家族による支援が強いられてきたことによる過酷な現実である。

なお、ここで明確にしておかなければならぬのは、成年後見とは、知的障害者が「いかに生きるべきか」を考え、その実現のために必要な法律行為を代理するものであって、介護等の事実行為を行うものではない点である。家族が全てを担っている場合には、これらを敢えて区別することがなく、その必要もなかったが、契約による福祉の時代になった今、これらを分けて考えなければならないなくなったのである。

また成年後見制度は、本人の利益を守るためにものではあるとはいえ、一面では親から子を離すことになる意味を持つ。そのため、これまで支援を担ってきた親の安心が得られないのでは、後見制度を利用する意味の半分は失われてしまう。そもそも、親の安心が得られないような後見プランであれば、それ自体が適正でないとも考えられる。しかしながら、知的障害のある子を抱え込んでいる親にとっては、その期間が長ければ長いほど、「この子のことは私しか分からない」という思い込みや不憫さもあり、手放し難くなってしまう現実がある。親子共倒れするまで抱え込むのではなく、親亡き後を抽象的に憂えるのではなく、早めに適切に次の支援者に手渡していくことこそが、親の重要な役割であることを、親の側でもしっかり認識しなければならない。これまで健常の子に財産をすべて渡して障害の兄弟を委ねることが多かったが、核家族化の現実、そして福祉理念に沿って考えると、適切とは言えない。

高齢社会を迎えるにあたり、福祉の負担が国民に大きく圧し掛かっている現在、社会に対して負担を主張していく前に、例えば健常の子と障害のある子に同等の財産を残し、障害のある子の財産を「よき生の実現」の原資とできるような工夫等、親自身の意識の変革とそれを容易にする制度改革が求められている。

(4) 知的障害者の権利擁護についての社会的な仕組みを創る

知的障害者の生活分野が多岐にわたり、また支援が長期にわたることを考えれば、成年後見人一人で、その生活全てを支えることはできるはずもなく、本人を取り巻くさまざまな社会資源を利用するためのネットワークが求められる。当然のことながら、その中には親・家族も入るし、さまざまな福祉関係者、行政、地域の人々が含まれる。成年後見人は、それらを統括するキーパーソンと考えられ、キーパーソンが適切に業務を遂行するためには、これらのネットワークが機能することが不可欠である。また、これまで親亡き後の安心をすべて施設に託すような風潮もあつたが、今後地域で安全に生きていくためには、親・家族や施設の支援では足りず、さまざまな社会資源、専門家、行政、そして市民を巻き込んだネットワークを構築し、関係者すべての信頼関係に基づいた「協働作業」が求められる（「相談ガイドブック」参照）。

その意味において、育成会はこれまで培ってきた親・家族の運動から、知的障害者の権利擁護を軸に、より広く大きなネットワークを地域に張ることを目指し、脱皮することが求められているといえよう。成年後見という制度を契機として、社会的なしくみを創出していくことが期待される。

3. 後見支援センターの事業

ここでは、基幹センター（都道府県レベル）としての後見支援センターの標準的な事業内容をモデルとして示すこととする。

1. 3) (P 42~45) で記述した通り、地域センター（市区町村レベル）の事業内容により、基幹センターの事業の一部は地域センターに移行される、あるいは逆に地域センターの業務を補完的に担うなど、地域の状況によって柔軟に変化するものである。標準モデルとしての基幹センターの事業内容は、以下の 1) ~ 8) に大別される（次頁表 1）。

1) 情報提供・広報啓発

情報提供・広報啓発は、本人・家族をはじめとし、福祉関係の職員のみならず教育、労働、医療関係の職員および地域の民生委員・相談員等、広範囲の機関や人を対象として行う。この中でも知的障害者本人に対する情報提供・広報啓発に最も重点を置く。

なお、市区町村レベルでは作業所の本人や親の会などの育成会組織を活用し、また、都道府県や全国レベルにおいては、集会、大会および広報誌等を通じて、定期的に情報提供・広報啓発を行う。また、ホームページの活用を図る。

ここで留意すべきことは、対象者からの相談や照会のニーズを喚起するような具体的な情報提供・広報活動を行い、その反響が相談・支援事業に円滑につながる方策を講じることである。

（情報・広報啓発の詳細については、「広報活動」マニュアル参照）

2) 相談・支援

総合相談においては本人・家族あるいは地域住民、福祉関係者などから多岐にわたる相談が持ち込まれ、権利侵害や消費者被害等、緊急対応が必要な場合も多くあると予想される。したがって、

そのような状況に対応できる質の高い専門相談員を擁する相談窓口の常設が必要であり、さらに弁護士等専門家を含む相談体制の整備が必要である。また、相談・助言に止まらず支援が必要な場合は、緊急対応を要する場合であっても必ず支援計画（第一次）を立て、それに基づいた支援を行う。支援計画は、専門相談員（ケアマネージャー）、コーディネーター、弁護士等専門家によるケース会議において作成する。

成年後見制度の利用支援においては、鑑定医の紹介、手続き支援、後見人の紹介など、申立て人のニーズに応じながら被申立て人の意向を考慮した支援を行うことが重要である。

（「相談ガイドブック」参照）

表1 知的障害者後見支援センターの機能

機能	内 容	人材または担当者像	関係機関とのネットワーク
機 情 報 提 供	広報啓発 パンフレットや情報誌の収集整理 啓発冊子・機関紙の配布や販売 情報収集のためのネット環境の整備	センター長 事務局員	家庭裁判所 弁護士会 社会福祉士会 司法書士会 など
機 相 能 情 談 支 援	知的障害者(児)や家族等の相談対応 支援計画の作成 権利侵害、消費被害への対応 弁護士や精神科医などの専門相談	専門相談員 コーディネーター 弁護士 精神科医	相談支援事業所 市区町村 障害者更生相談所 消費者センター など
機 後 見 支 援	後見制度利用への支援 親族後見人等への支援 専門職後見人等の紹介・協力 市民後見人への支援	専門相談員 社会福祉士 弁護士など	家庭裁判所 弁護士会 社会福祉士会 司法書士会 など
機 人 材 支 援	市民後見人の養成 市民後見人の登録・あっせん 各種後見制度講座の開催 後見協力員の養成・登録・斡旋	専門相談員 社会福祉士 弁護士など	社会福祉協議会 弁護士会 社会福祉士会 司法書士会 など
機 法 人 後 見	法人後見の受任 財産管理・身上監護の遂行 法人後見業務の報告 法人後見業務の内部監視	専門相談員 社会福祉士 弁護士など	家庭裁判所 金融機関 障害福祉サービス事業所 など
督 後 見 機 能 監	後見監督の受任 後見監督業務の報告 後見監督業務の内部監視	専門相談員 社会福祉士 弁護士など	家庭裁判所 など
ワ タ リ ク 機 能 ネ ッ プト	関係機関との連絡会や協議会の開催 関係会議への参画 事例検討や社会資源集等の刊行 事業協力専門家の発掘	コーディネーター 専門相談員 学識経験者	成年後見制度連絡会 地域自立支援協議会 社会福祉協議会 など
機 施 能 策 提 言	行政への施策提言 議員懇談会の開催 ロビー活動 政策協定	コーディネーター 国会議員 地方議会議員	行政・議会 政党 など
機 総 能 务 管 理	知的障害者後見支援センターの庶務 総務・労務管理 事業監視 外部監査	事業管理者 事務職員 運営監視委員会	市民など

3) 人材養成

後見支援センターで取組む人材育成機能として、主なものは、①市民後見人の養成、②市民後見人の登録・斡旋、③後見協力員の養成、④後見協力員の登録・斡旋、⑤各種後見制度講座の開催の5点である。

後見人は、被後見人に対して続柄から、親族後見人と第三者後見人に分類される。親族後見人は、親やきょうだい、子などである。一方、第三者後見人は、弁護士、司法書士、社会福祉士など専門職後見人（以下「専門職後見人」と言う）と、自治体やNPO法人等が研修などを通じて養成したいわゆる市民後見人がある。本来なら専門職後見人がその専門性を生かし後見事案に当たることが理想的であるが、専門職後見人の限りある供給を考えたとき、市民後見人に期待されることは少なくない。実際、日常的な金銭管理が中心となった比較的安定した後見事案が、現状では数多く占めている。これらの事案を担う人材として、市民後見人がいくつかの自治体などで養成されており、検討されている。しかし、今後後見制度利用の広がりとともに、現実的には比較的安定した金銭管理だけではなく、日々の身上監護との関係で後見事案が複雑となる事態が予想されている。そこで、育成会のこれまでの知的障害に関連した活動や事業などを背景として、主に知的障害者を被後見人とする育成会で取り組む市民後見人の活動を提案したい。

市民後見人は、知的障害への一定の理解と実践を基礎として第三者後見を行うもので、知的障害の後見制度利用の特質を理解し、適切な身上監護と必要な金銭管理・財産管理を行うことをねらいとする。その際、地域にはりめぐらされた育成会の組織基盤と、事案を技術的・心理的に支える後見支援センターの各種機能を用いた透明で公正な後見業務を担保するものである。その対象は、一定の見識を有した一般市民であるが、知的障害者の親やきょうだい、つまり親族的素養を決して排除するものではない。むしろ、知的障害者の親やきょうだいがこの市民後見人活動に積極的に参加することで、広く社会に対し知的障害者への理解と支援の取り組みは拡大すると推察される。

(1) 市民後見人の養成

今後需要が見込まれる市民後見人を確保するためには、一連の人材募集や養成、登録、及び活動支援において基準作りは欠かせない。

一般的に後見人に求められる基本的な資質として、①市民としての常識的な社会生活を営んでいること、②対象となる人が意思能力に弱さや脆さを有していることから、他者への思いやりの心を有していること、③日常の身上監護と金銭管理の事務を遂行する一定の誠実さや几帳面さを有していることなどが求められよう。育成会で取り組む市民後見人の養成にあたっては、このような資質の適否をまず要件としなければならない。

市民後見人の養成にあたり募集を行う必要があるが、その際、応募者の意思確認と意欲および欠格事項の確認が必要である。具体的には次の通りである。

- ・知的障害者の後見業務に関わる活動を行う意思のある概ね65歳未満の方
- ・養成講座の全日程に出席できる方
- ・民法第847条に定められた以下の欠格事由に該当しないこと

①未成年者 ②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人 ③破産者
④被後見人、被保佐人、被補助人に対して訴訟をし、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
⑤行方の知れない者

これらに、応募書類として申込書や経歴書、志望動機などを著したレポートなどを求めることが適当である。これらの書類を審査したうえで、面接等で候補者の資質、能力、年齢、及び経済状態などを総合的に審査し、養成講座受講者を決定する。

後見人の養成は資格制度ではないため、いくつかの段階が考えられ、経験的にカリキュラムが考案されている。専門職後見人としての養成が先行し、社会福祉士や司法書士、弁護士や税理士などの専門職能別にさまざまな取組みがされている。これらの養成研修の初級水準を参考に、ここでは、以下のように、基礎的な「市民後見人養成講座」として30時間のモデルコースを設定した。

第1項 知的障害を理解する

- 1. 知的障害とは 2. 障害福祉の動き 3. 知的障害者の福祉制度

第2項 知的障害者と成年後見制度

- 1. 知的障害者の成年後見制度の利用 2. 地域福祉権利擁護事業と支援機関

第3項 成年後見制度の概要

- 1. 制度の背景と概要 2. 法定後見（後見・保佐・補助）
- 3. 精神鑑定のしくみと診断書・鑑定書

第4項 成年後見制度の実務

- 1. 家族等による申し立て 2. 市町村長による申し立て 3. 後見人の事務
- 4. 報告書の作成 5. 終了時の事務

第5項 知的障害者における制度活用

- 1. 本人の制度理解 2. 後見監督人の役割 3. 法人後見の役割
- 4. 任意後見との連携 5. 複数後見による役割分担
- 6. 長期間利用と後見人の交代

第6項 成年後見人の倫理と責務

- 1. 成年後見人の倫理 2. 成年後見人の責務

第7項 実習・演習

- 1. 同席面接 2. 同行訪問

養成講座の規模は、20名程度が好ましいが、費用との関係で規模は変動する。研修会場は、パワーポイントやビデオなどを効果的に使えることが重要である。学習が進むにつれ、個別事例の話題や質疑応答が増え、また、受講者同士の交流も盛んになる。このような積極的な側面とともに、個人情報の保護に留意しなければならない。

また講座の中で、関係機関が発行しているパンフレットや専門書籍の紹介も有効である。実物の書類や実践で活用している記録簿なども少人数ならではの学習材料となる。

講座の修了に際しては、主催者代表者名の修了書を発行する。これは、受講者の意欲を高め、より高度な知識や技術習得への足がかりともなる。

(2) 市民後見人の登録・斡旋

養成講座の修了者は、本人の承諾を得て「市民後見人候補者名簿」に登載される。登録事項としては、氏名、年齢、性、住所、連絡先、修了年月日、関連資格、活動希望の地域・年齢・性・

後見類型(後見・保佐・補助)、その他特記事項などからなる。登録においては、継続的な研修や交流の機会を配慮し、「市民後見人候補者名簿」が常に有効なものであることが求められる。そのため、継続的な研修や交流等への不参加者については、後見業務への意思確認等を行い、名簿は年1回程度の更新が必要である。

なお、名簿の管理においては管理規定を定め、とりわけ個人情報の保護に留意する必要がある。

また、市民後見人のあっせんについては、名簿登載事項と被後見人との調整が必要であることはもちろんであるが、後見支援センターの後見支援機能との連携により実施される。

(3) 後見協力員の養成

後見協力員は、後見人がきめ細かな後見業務を行うことができるよう、必要な場合、被後見人の日常生活を身近に見守りながら後見人の補助的業務を行う。また、後見協力員は地域育成会の推薦及び公募とし育成会会員、関係団体および市民に広く呼びかけ募るものとする。

後見協力員に求められる基本的な資質や欠格条項は、上述した市民後見人と同様であるが、知的障害者の支援に関心はあるものの後見業務は負担と思う市民に、まず後見協力員になることを期待するものである。応募者は、志望動機などについてレポートを提出し、面接を経たうえで後見支援センターが行う養成講座を受講する。

養成講座の内容は以下のプログラムとし、期間は3日程度とする。

- ①成年後見制度の理念と概要
- ②成年後見の実務
- ③地域の福祉サービスと社会資源
- ④知的障害者の理解（本人意思の尊重と接遇のあり方を中心に）

(4) 後見協力員の登録・斡旋

養成講座の修了者は、市民後見人の登録・斡旋と同様の手順で、「後見協力員候補者名簿」に登載される。登録後も隨時フォローアップ研修を行う。

後見支援センターは後見人から後見協力員の要請があった場合、後見支援センターと後見人との協力事項等を協議し協力計画書を作成したうえで、後見協力員を紹介する。

後見協力員は、①支援が終了した場合、②支援を通して得られた状況により、協力計画の見直しや変更が必要と考えた場合は、その都度後見人及び後見支援センターに報告する。また、後見人と後見協力員が意見の相違をきたした場合は、後見支援センターに報告し、報告を受けた後見支援センターは運営監視委員会に諮る。

なお、市民後見人及び後見協力員については、その役割や位置づけなどについて家庭裁判所と事前に十分な協議が必要となろう。

(5) 各種後見制度講座の開催

市民後見人に関する業務と関連して、成年後見制度活用の裾野を広げるいわゆる教養講座の開催も人材育成機能にあっては必要である。現在も、各地で関心のある市民を対象にした後見制度の啓発講座・教養講座が実施されている。このような講座は無料で気軽に参加できることが特徴となっている。

このような講座の開催を通じて、新たな市民後見となる人材を発掘することも可能であろう。

また、親やきょうだいによる親族後見の支援の機会を提供する。さらに、多くの啓発講座・教養講座を各地で開催することによって、外部の目が届かない領域での虐待などの事故防止につながるものもある。

なお、参考までに、2005年度に大阪知的障害者育成会で開催された親族後見のための成年後見人養成講座のカリキュラムを紹介する。本講座は後見制度の利用を促すことを目的としており、市民後見人の養成カリキュラムと比較して、制度利用のための具体的な手続きや後見業務の実際に重点をおいている。一方、責務や倫理、演習や実習は含まれていない。

実際、この講座を受講することで、受講者の成年後見制度利用への大きな動因ともなってきて いる。

	時 間	テ 一 マ	講 師
第 1 日	10：00～10：15	開講式	大阪知的障害者育成会 理事長
	①10：15～11：45	障害保健福祉の動向	大阪府障害保健福祉室
	②12：45～14：15	知的障害者児の福祉サービス	大阪府知的障害者サポートセンター
	③14：30～16：00	知的障害の理解	大阪城南女子短期大学 講師
第 2 日	10：00～10：15	今日のニュースから	大阪知的障害者育成会
	④10：15～11：45	成年後見制度概論	種智院大学 助教授
	⑤12：45～14：15	制度活用の事例 1	大阪知的障害者育成会評議員
	⑥14：30～16：00	地域福祉権利擁護事業と後見	大阪後見支援センター
第 3 日	10：00～10：15	今日のニュースから	大阪知的障害者育成会
	⑦10：15～11：45	本人家族等による申し立て	大阪社会福祉士会
	⑧12：45～14：15	市町村長による申し立て	大阪社会福祉士会
	⑨14：30～16：00	精神鑑定と後見類型	大阪府衛生会付属診療所 医師
第 4 日	10：00～10：15	今日のニュースから	大阪知的障害者育成会
	⑩10：15～11：45	成年後見の実務 身上監護	大阪社会福祉士会
	⑪12：45～14：15	成年後見の実務 財産管理	大阪社会福祉士会
	⑫14：30～16：00	制度活用の事例 2	大阪知的障害者育成会
第 5 日	⑬10：00～11：30	成年後見の実務 終了の手続	弁護士
	⑭12：30～14：00	制度利用にあたって(意見交流)	(コーディネーター)種智院大学 助教授
	⑮14：15～15：45	成年後見人に期待する	大阪後見支援センター 所長
	15：45～16：00	修了式	大阪知的障害者育成会 理事長

4) 後見人への支援

後見支援センターが行う後見人等への支援は、後見人が業務遂行の中で孤立感、負担感に陥ることなく、適切な後見業務を継続して行うために重要な支援である。特に後見人に対して後見支援センターが地域の関係機関との関係作りや調整の機会を提供する支援は、本人の生活が同時に地域のネットワークに包み込まれ見守られて、より安心安全な生活を継続・維持することが可能となるものである。

(1) 親族後見人への支援

後見人の8割は親族後見といわれている。知的障害者の親族後見人の大部分は親であり、自分が健康な間は後見を続けたいとの強い希望を持っているが、加齢などにより行為能力の低下が生じた場合、被後見人についての見守りができない事態となることが十分予想される。この場合、新たな後見人の選任がされるまで、後見支援センターは被後見人の生活の見守りが中断あるいは放置されないよう、後見人の支援をすることが必要である。

また、親族後見人には被後見人ことは一番よく知っているとの思いがあり、その結果、後見人の考え方で後見業務を行う傾向に陥りやすい。このため親族後見人の支援に当たっては、親の安心が本人の意思や権利に優先されたり、客観性・公平性に欠けたりすることのないように、常に注意を喚起し助言や支援をする必要がある。後見業務は被後見人の意思を最大限尊重し、被後見人のベスト・インカレントのために実施することが重要であることを周知・徹底させなければならない。

また、長期にわたる後見においては、次の世代に適切かつ円滑に引き継がれるよう、将来を見据えた支援が重要となる。

さらに、親族後見の中には、地域の社会資源や福祉制度などについて十分な情報を持っていなければならぬため大きな負担感を持つ人もいるため、これらの後見人に対しては情報提供などの支援が重要である。

＜支援の内容＞

ア．後見計画の作成支援

- ①財産管理計画の作成 ②身上監護計画の作成

イ．適切な後見業務の遂行の支援

- ①財産管理計画に沿った支援 ②身上監護計画に沿った支援 ③家裁への報告書作成支援

ウ．福祉制度や社会資源の情報提供

エ．親族後見人と地域の関係機関との関係づくり

オ．後見人交流会の開催

カ．次世代の後見人に適切かつ円滑に引継ぎができる支援

(2) 専門職後見人への支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人は、その専門性により客観性公平性をもって後見業務を実施し得るため、後見支援センターは、そのネットワークの中にこれら専門職後見人を包含し、①助言やチェックを受ける、②後述する育成会地域支援員の研修を依頼する、③必要に応じて後見人等候補者として紹介するなど、常日頃から緊密な連携を維持しておくことが重要である。

一方、専門職後見人は、知的障害の特性に関する知識や理解、地域の社会資源や福祉制度に関する情報・知識が不十分な場合もあり、そのため、高齢者の後見人を受任するよりも知的障害者の後見人を引き受けたことにためらいがあると思われる。

こうした点を考慮すると、後見支援センターが身上監護に関わる福祉的な側面で専門職後見人に協力するという体制をとることによって、本人に対してよりきめ細かい後見業務が実施されることが期待できる。

＜支援の内容＞

ア．地域の社会資源の情報提供

イ. 身上監護に関わる福祉的側面の協力

- ①福祉サービスの利用支援、見守り
- ②日常的金銭管理への協力
- ③生活維持に関する見守り
- ④地域の関係機関との関係つくりや調整を行う機会の提供

(3) 市民後見人への支援

「市民後見人」の活動を直接支えるものとして、フォローアップ研修や後見活動に関する総合相談、また孤独になりがちな後見人の活動を心理面で下支えする「後見人サロン」などの取り組みが求められる。後見人の組織化により後見人連絡会を設置し、定期的に情報交換や研修、また事例研究などに取り組むほか、交流イベントなどを開催し、後見候補者と登録している未活動者を含めたモラールの向上に努めることも有効であろう。

これらとあわせて、保険会社との協同で「後見人活動保険」を企画創設し、後見活動時の損害や事故に備える保障を用意することが必要である。市民の社会貢献への意欲に対し、社会的な仕組みを整えることで、過度に一個人に負担を求めることがないことも必要である。

市民後見人への支援内容は、基本的には親族後見人への支援内容に共通するが、知的障害者支援経験の浅い後見人に対しては、地域施設への実習や育成会活動の実態等の情報提供を通して個別の研修を実施することが必要である。

5) 法人後見

法人後見は、①長期にわたる後見業務が滞りなく行える、②困難事案に対して協議して対応できる、③複数の職員と複数の専門家によるバックアップ体制がとれる、④後見業務の一部を補助する支援スタッフの教育・養成がし易く、きめ細かな後見業務の維持向上が図れるなどの利点がある。

反面、迅速さに欠ける、事務的になりやすい、顔の見えない支援になる恐れがあるなどの問題がこれまでも指摘されており、後見支援センターが法人後見を実施する場合には明確な目的意識を持ち、こうした問題が生じないしくみ作りが必要である。

また、後見人を必要とする状況にありながら得られない知的障害者に対して、法人であれば後見を受任しやすい。しかし、この場合長期にわたる後見業務を無料で行うことになり、法人にかかる負担は相当厳しいものとなる。法人の抱え込みを避け、①関連業務を地域全体が役割分担をする体制を組む、②自治体の助成を得る、③首長申立て制度の活用を自治体に働きかけるなど、自治体との連携が不可欠である。

なお、家庭裁判所が認める法人後見適格性には、組織、人的体制、安定した財政、明確な運営基準などが明示されており、当然それらを充足させる必要があるとともに、法人格の形態についても検討が必要である。

また、法人後見センターは、本来の後見業務の他に、本人、親族の同意に基づく遺言及び葬祭の執行なども関連業務として位置づけられよう。

6) 後見監督人の受任

知的障害者の後見業務の独自性を考えると、それが適切に実施されているかどうか等、業務内容の透明性を図るうえで、後見監督人の存在は重要である。本人の生活状況から後見監督人が必要で

あると判断される場合、後見支援センターは当事者団体として知的障害者のベスト・インタレストを守る立場から積極的に後見監督人を受任することが望ましい。

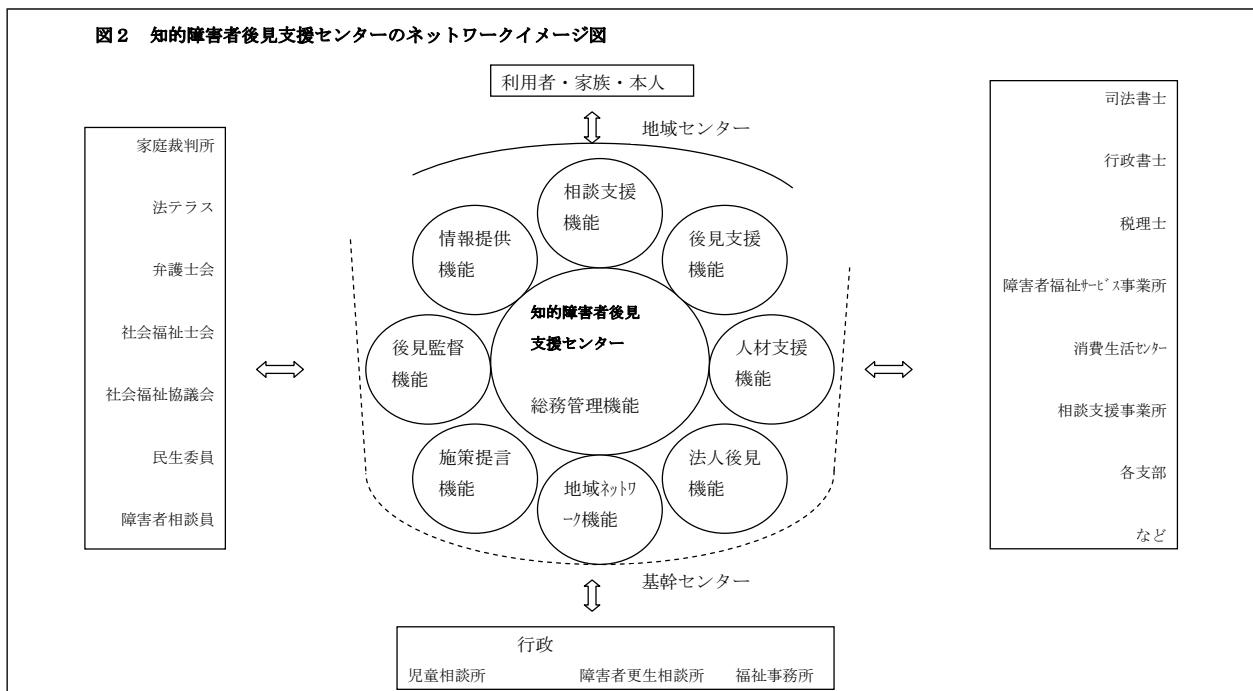
しかし、後見監督は長期にわたるものであり、責任ある監督機能を果たすには法律専門家等の支援を受けられる体制整備等、組織的対応が不可欠である。

7) 地域ネットワークの構築

後見支援センターの機能とその内容及び後見支援センターの人材と関係機関との主だったネットワークを一覧表にすると、図2のようになる。それぞれの機能によって必要なネットワークが異なるが、また、多くの機関が複数の機能と重なっているのも事実である。つまり、後見支援センターは様々な機能に分けて捉えることが出来る一方で、センターとしての有機的な連合の下で、実に多くの関係機関とネットワークを組み、成年後見制度の一つの中核機関として機能する姿が浮かび上がってくる。とりわけ、本来的に成年後見制度が主要な対象をしている知的障害者を対象とするセンターとしての存在意義は大きい。

この地域ネットワークの具体的な機能を上げてみると、まず、知的障害者の成年後見制度利用に関して、家庭裁判所、社会福祉協議会、市区町村、弁護士会、社会福祉士会などをはじめとする関係機関との連絡会や協議会の開催があげられる。中核機関として関係機関に参加を呼びかけ、定期的に会合を開催することになる。会合は通常、それぞれの機関の長による代表者および実務者による重層の会合の設定が有効である。代表者会議は、連絡会や協議会の大まかな計画と報告を行なう会合で、年に1～2回開催する。一方、実務者会議は月1回以上定例化して開催し、事業遂行において生じる様々な調整や情報交換が主な目的となる。実務担当者が相互に顔の見える関係を形成し、地域に関係機関連携の中に信頼感を形成することが肝要である。

この会議の主催とあわせて、他の機関が開催する会合への参画も必要である。それは、高齢者や精神障害者分野も含めた成年後見制度全体の会議や、障害者自立支援法により各地に設置される地域自立支援協議会、また、地域福祉を推進する社会福祉協議会の会議などである。



さらに、地域のネットワークを通じて、支援が困難な事例の検討を行ったり、多くの事例の蓄積を例えれば「事例集」という形で関係機関が共有したりすることも考えられる。相互に利用しあう社会資源を有效地に活用しあうために共同で「社会資源集」を発刊することも一つの方策である。実際このような取り組みは地域のネットワークが活発になればなるほど目に見える成果として各地で取り組まれている。

地域のネットワークが活発になればまた、地域で潜在している事業協力者が発掘され、さらに活動が活発になるという好循環が生まれることとなる。多くの市民を事業協力者とすることと、とりわけ専門的知識や技能を有した協力専門家の発掘は、時として、事業を飛躍的に発展させる契機（イノベーション）ともなる。

8) 施策提言

後見支援センターの機能を充実させる過程で、成年後見制度を社会に定着させその活用を促すために新たな施策が必要になってくる。この新たな施策を行政に働きかけ制度化する活動が必要である。行政への施策提言の機会は、行政モニターやパブリックコメント、公聴会などの行政により設けられる機会のほか、隨時「提言書」や「要望書」という形で具体化する。とりわけ制度が未整備な状況にあっては、国、都道府県、市区町村それぞれに機会を見つけては働きかける積極さが求められる。

一方、国会議員や地方議員に施策化を働きかける方法もある。「知的障害者への支援」や「成年後見制度の活用」などのテーマを設定し、議員懇談会を開催することや、有力な政府関係者や議会実力者に焦点を当ててロビー活動（ロビーリング）を展開する手法もある。さらに、選挙の際などに政党や候補者と、知的障害者の権利擁護や差別禁止、家族や養育者などへの支援等の制度を盛り込んだ「政策協定」を交わすこともある。

これらの制度実現への取り組みは、現状の的確な把握と課題の整理、そして、課題解決のための具体的な提案が伴わないと空振りとなってしまう。後見支援センターの各機能が有機的に連携し功を奏する見通しが不可欠であることは言うまでもない。

4. 後見支援センターの組織及び財政

ここでは、「3.」と同様に、基幹センター（都道府県レベル）としての後見支援センターの標準的な事業内容をモデルとして示す。地域センターとの関連で組織も変わってくるが、情報提供・広報啓発および相談・支援は最低限不可欠な業務であり、地域センターと重層的に行うことになる。後見人への支援および法人後見への取り組みは必要であるものの、設立当初は、各基幹センターによって異なるものとなろう。

1) 組織

(1) 運営管理部門

センター長及び事務職員
事業計画 予算 庶務 人事管理 涉外

(2) 広報・啓発部門

地域センターとの協力の下に定期的、重層的にきめ細やかな広報を行う。特に知的障害者本人に対する広報に重点を置き、分かりやすい情報提供技術の開発も視野を入れる。

(3) 相談・支援部門

知的障害者・家族や地域関係者から多岐に亘る相談に応じるには、下記の人的体制の整備が必要である。相談・助言で終了せず具体的な支援を要する場合は、定期的にケース会議を開催して支援計画を策定し、それに基づく支援を行う。

専門相談員（兼ケースマネージャー）

弁護士等専門職相談員

コーディネーター 等

(4) 人材養成部門

知的障害者について地域住民の理解を促進し、更には新たな後見人の担い手として人材を養成する。この取り組みは、親族がいないなどにより適切な後見人を得られない、後見にかかる費用負担ができないなど、成年後見制度が抱える問題の改善につながると期待される。

知的障害者の後見業務に意欲と関心のある市民を推薦・公募し一定の研修を経て、市民後見人あるいは後見協力員の候補者として名簿登載する。

研修は、法律専門家や医師をはじめと広く外部専門家の協力を得て行う。

(5) 地域ネットワーク部門

知的障害を取り巻く様々な社会資源の活用や地域住民を包含するネットワークづくりは、主にコーディネーターが担う。地域の社会資源は地域によって一様でなく、福祉制度についても国の制度は共通であるが、自治体の制度は地域によって様々である。コーディネーターはこの相違を熟知し、地域のフォーマル、インフォーマルな人的資源を活用して地域の関係者、関係機関との意志疎通を図り、地域に面としての知的障害者の見守りのネットワークを作り出すことが重要である。具体的には後見支援センターと行政(社協)など関係機関との連携・調整、関係者連絡会議などへの参加、支援者会議や事例検討会、後見人交流会の開催などである。

(6) 運営監視委員会

ア. 委員会の役割

後見支援センターが事業を実施する際の留意事項として、①独立性・第三者性の確保、②事業の透明性の確保、③個人情報の保護、④専門性の確保、⑤地域における関係機関とのネットワークの構築の5点が挙げられる。特に「親」という同じ立場の者で構成される育成会であるだけに一層、第三者性・透明性などの課題と真剣に向き合わなければならない。そこで、外部の専門家や一般市民等から構成される運営委員会を設置し、事業の中に第三者の視点を位置づけることが重要となる。

イ. 構成メンバー

法律の専門家：成年後見制度という法律行為の実施にあたって、法律の専門家である弁護士や司法書士などの存在は欠かすことができない。個人情報の保護や権利擁護という視点からも、

法律家の存在は重要である。また、知的障害者の地域生活では、消費者トラブルや犯罪に巻き込まれることもあり、これまでの育成会活動でも法律専門相談は大きな役割を果たしてきた。委員会の中でも、法律家による指摘や助言が重要な意味をもってくると考えられる。

福祉関係者：知的障害者の後見制度利用では、主に身上監護面に関するさまざまな生活支援が重要となってくる。それゆえ、社会福祉士など福祉関係者への期待は大きい。知的障害者の地域生活支援について経験を重ね、地域のネットワーク構築などに関わってきた人材が求められる。

行政関係者：地域のネットワーク化の要（かなめ）として、また財源確保なども含めた行政とのパイプ役として、知的障害者福祉に関わってきた行政職員の参加は不可欠である。

市民代表：地域の福祉活動に携わってきた民生委員や障害者相談員、ボランティアなど、福祉分野に関心があり、かつ、市民としての立場を代表するような人が望ましい。

当事者代表：同じ障害がある立場から、自らの経験を活かして相談や助言を行う「ピア（peer）」として、知的障害者の参加は重要な意味をもつ。このような役割を担える知的障害当事者は、まだ多くはない。

ウ. 備えるべき機能

監視：後見支援センターの課題である独立性、透明性を担保することが、まず委員会に求められる。そのために、センター業務が的確に行われているか、後見人の支援が適切であるか、行政や他機関との関係性は、などについて定期的にチェックする役割を果たさなければならない。また、個人情報保護や不服・苦情への対応など、権利擁護に関わる機能も求められる。

助言：困難事例への助言や新たな課題への対応など、メンバーの専門性を活かしてスーパーバイザーの役割を果たすことも求められる。必要な場合は、委員会に後見人をはじめとする関係者にも出席してもらい、ケース検討の場を設けることなども考えられる。このような経験を重ねることが、後見人の力量を高め、地域のネットワークを強化していくことにもなる。

連携：後見制度を活用するだけでは、知的障害者の地域生活は支えきれない。保健・医療・福祉・教育・労働・司法など、多様な機関の連携が求められる。行政関係の委員などを中心に、ボランティアや市民を巻き込んで、支援ネットワークの構築に委員会が果たす役割は大きい。そして知的障害児・者の場合、ネットワークの中核機関やキーパーソンを、その年齢やライフステージに応じて変更していくことも必要となる。また、支援を次世代に引き継ぐ、といった視点も求められる。

リスクマネジメント：地域の生活では、危機的な場面に遭遇することも多い。災害はもちろんのこと、生命、人間関係、仕事、経済など、危機の内容も多様で、求められる支援もさまざまである。これらを想定し、状況に応じて適切な対応ができる複数のバックアップ機関や支援者を組織化し、マニュアルの作成も必要となる。こうした危機は障害当事者や家族だけでなく、後見人の側に生ずることもある。危機に瀕した際、委員会がリーダーシップをとることもあるうし、マニュアル作成のための専門的な助言などを求められることもある。

エ. 運営監視委員会の業務

- ① 苦情処理
- ② 後見人支援の中で後見支援センターと後見人の意見の相違が生じた場合の調整
- ③ 後見支援計画の決裁および進行管理
- ④ 紛争性のある事例の助言

- ⑤ 本人意思に反する後見支援をせざるを得ない場合の決定
- ⑥ 個人情報の取得と外部提供の決裁
- ⑦ 事業報告、事業計画の決裁
- ⑧ 重要な契約の締結
- ⑨ 施策提言

2) 財政

(1) 後見支援センターの財政基盤

成年後見制度を支援する機関は、既に数多く設立されている。しかし、その運営、特に人材確保や財政基盤に関しては、行政の支援がないと難しい場合が多い。特に知的障害者の支援では、本人の経済状況が厳しく、後見人として活動しても報酬が得られないこともある。だからと言って、成年後見による支援が必要な人を放置できない。現在、「収入がない者は、成年後見制度を利用して生活を守ることができないのか。市民としての権利が保障されないのか」といった批判も、しばしば耳にするところである。育成会としては、このような状況を見過ごすわけにはいかないからこそ、後見支援センターを立ち上げるのである。

(2) 組織による財政基盤等の違い

表2は、成立の過程や行政の支援のあり方が異なる3つの機関について、その設立の経過、活動内容、運営方法や財政基盤などをまとめたものである。①行政が財政なども含めて積極的に支援している（多摩南部成年後見センター）、②行政が社会福祉協議会に運営を委託している（権利擁護センターあだち）、行政の支援が全くない③PASネット（兵庫県西宮市）の3箇所を比較してみる。（次頁表2）

特に財政面に注目すると、5市が共同し、多彩な業務を展開している多摩南部センターの財源が際立って潤沢である。職員配置などに大きな違いはないが、業務が直接、後見制度に関わる内容であること、関連するさまざまな業務を担っていることなどが予算規模の違いとなっていると考えられる。多彩な業務もセンター職員だけで担うのではなく、業者や市職員の協力を求めることが多い。

権利擁護センターあだちのように、地域福祉権利擁護事業で実績を積んだ社会福祉協議会に、成年後見制度に関わる業務を委託する自治体も多い。地域のネットワーク化という面でも社協は心強い存在であり、さらに法人後見を受託したり、後見監督人などの役割を担っているところも多い。市町村長申し立てなど、低所得者に関わることも多いため、行政から財政面の補助を受け、職員の派遣などもあって太いパイプが築かれている。

逆に、行政からの補助金も民間の支援もないPASネットの場合は、財源が極端に少ない。職員もセンター業務だけに専念するのではなく、むしろ本業が別にあって、ボランティアに近い立場で活動しているというのが現実である。今のところ、思いがある人々が動いているだけに、権利擁護に関わる活動の幅を広げ、多くの成果を上げている。しかし、このような運営では、長期にわたって継続していくことや、担い手を引き継ぐことは困難となってしまう。

表2 成年後見制度を支援する機関

(統計数字は原則として2005年度のもの)

	足立区社会福祉協議会 権利擁護センターあだち	多摩南部成年後見センター (調布市・他)	P A S ネット (西宮市)
開設年月日	2000年4月「あだち」の開設	2003年4月設立準備会発足、 7月開設、10月事業開始	2004年1月認証
活動の経緯	「あだち」が成年後見制度の利用支援、地域福祉権利擁護事業等を実施	調布市を中心に成年後見制度と地域福祉権利擁護事業の実施について検討	P A S は Protection & Advocacy Supportの略で、アメリカの権利擁護活動団体「P & A」からの命名。2001年から権利擁護の相談を開始し、2004年にN P O法人化
実施主体・法 人 格	足立区(足立区社会福祉協議会に委託)	有限中間法人・多摩南部成年後見センター(基金500万円)	特定非営利活動法人・P A S ネット
活 動 単 位	足立区(人口624,365人、高齢化率19.6%)	調布市(法人所在地)、日野市、狛江市、多摩市、稻城の5市共同(人口約67万、高齢化率17.6%)	西宮市、尼崎市を中心に活動し、阪神・丹波地域の相談にも対応
組織体制・職 員	常勤職員7(うち区からの派遣1) 非常勤職員10	常勤職員5(うち所長1) 地域支援員(非常勤)4	理事長(社会福祉士)、理事5(弁護士、司法書士等)、相談員4(社会福祉士)、協力専門職(弁護士6、司法書士6、社会福祉士5)
意 思 決 定 監督組織等	社会福祉協議会理事会・評議員会、業務監督審査会、足立区主催の困難事例検討会等	理事会(理事長は法学部教授、理事7、幹事1)、業務指導委員会等	理事会、総会(年1回)、専門職によるネットワーク会議等
活 動 内 容	地域福祉権利擁護事業の実施、成年後見制度に関する相談・啓発、区長申立て手続き等	成年後見の事務、相談・啓発・研修、後見監督人への就任、市長申立ての手続き、葬送等の執行、社協対象外の福祉サービス利用援助事業、5市内にある施設の第三者評価等	権利擁護に関わる相談・啓発・調査研究・人材養成等、成年後見制度の利用相談等
利 用 実 績	地域福祉権利擁護事業の延べ契約件数53件、区長申立て延べ件数37件	法定後見件数合計33件 成年後見等の相談403件(2005年度対応分)等	権利擁護の相談延べ521件、成年後見制度の利用相談延10件等
利 用 料	相談は無料、生活支援員による訪問等は1時間1,000円、法定後見は家裁が認める報酬	基本サービス(1ヶ月；在宅4,000円、施設1,200円)、追加訪問1回2,000円等、法定後見は家裁が認める報酬、葬送は6段階(26~215万円)	相談は無料、後見申立て等の経費は各専門職との契約に応じて
財 源	事業費；社協336万円、区が44万円 人件費；常勤1名非常勤2名分を足立区が負担	事業費；社員(構成5市)から6,361万円 他に利用料など	会費・入会金；492,850円、啓発事業収入25,000円、行政・民間からの助成なし
課題と対応	低所得者の後見報酬の助成、業務監督審査会の役割拡大、リスクマネージメント機能	財源は5市の負担金のみで利用料はほとんど見込めない。 第三者後見人が不足等	現状では行政からの補助金等が無く運営が難しい、第三者後見人の確保等

(3) 後見支援センターへの行政補助

成年後見制度についての理解が広がり、制度活用も進んでくる中で、第三者後見人の不足が認識され、市民後見人などの養成が注目されている。こうした視点から、東京都が平成17年度から開始した「東京都成年後見活用あんしん生活創造事業」では、市民後見人の養成に力を入れるとともに、その人々が活動する組織の支援にも注目している。実践の場として各地の社会福祉協議会などに協力を求めるとともに、財政面の補助も確実に位置づけている。

育成会が立ち上げる後見支援センターも、報酬が期待できない人々の支援に関わることが多いと考えられるだけに、行政などからの補助が必要となろう。障害者自立支援法の地域生活支援事業に位置づけられた、成年後見制度利用支援事業を積極的に活用するなども1つの方法である。また、先駆的な自治体で検討を始めた、低所得者の後見報酬を予算化するなどの措置を推進し、全国に広げていくように働きかけることも、育成会に求められる重要な役割である。

5. 課題

1) 事業実施にあたって注意すべき事項

(1) 育成会事業部門からの独立性、第三者性の確保

成年後見制度の利用を促進する取組みは、判断能力が低下した利用者（被後見人）の権利や利益の保護、代理につながるものであるため、事業の実施にあたっては、利用者の利益に反する立場（利益相反関係）にある者の関与は避けることが原則となる。育成会は、基本的に知的障害者の福祉の増進や社会参加の促進を図ることを目的とした団体であるため、成年後見制度の利用促進にあたって知的障害者本人と利益相反の関係になることは考えにくいといえる。ただし、例外的なケースとして、たとえば親族による本人への虐待や財産の搾取が疑われ、その親族が育成会の地域支部の運営に携わる立場にあるような場合も想定される。育成会が設置する後見支援センターは、こうした場合にあっても決してその親族の意向に左右されることなく、あくまで本人の権利、利益のために事業を行わなければならないことは当然である。また、たとえ事業内容は適正であったとしても、本人の権利よりも親族の意向に振り回されているのではないかとの疑いを第三者から持たれることもあるってはならないといえる。そのため、後見支援センターには、弁護士等の専門職を含めた外部委員からなる運営監視委員会を設置し、事業の公正性、的確性を絶えずチェックするしくみが必要である。

また、育成会の地域支部が自ら後見支援センターを設置して法人後見を実施する場合には、その利用者（被後見人）に対して、支部が実施する福祉サービスの利用につなげることが可能かどうかという問題がある。この場合、成年後見人である支部が被後見人の代理人としてサービスの提供者である支部と利用契約を結ぶことになり、いわゆる自己契約として認められないものと考えられる。これを避けるためには、その契約を締結するための特別代理人等を家庭裁判所に選任してもらうことが考えられる。あるいはもうひとつ的方法として、支部が自ら後見支援センターを設置するのではなく、後見支援センターを運営するための別法人を新たに設立することも考えられる。もちろんこの新法人の運営体制についても、第三者性、独立性の高いものにすることが必要であることはいうまでもない。

(2) 事業の透明性の確保

後見支援センターが行う事業は、自ら意見を表明したり苦情を申し出ることが困難な知的障害者を対象にすることになることから、上記のように第三者性や独立性を確保するしくみを構築するとともに、常にセンターの取組みの内容を広く公開し、事業の透明性を高めることが求められる。年1回の事業報告だけでなく、できるだけきめ細かく日常的に事業の状況を開示することが望ましいといえる。そのためには、広報紙等への事業概要の掲載に加え、ホームページを活用することも有効と考えられる。

後見支援センターの事業内容が常に開示され、だれもがいつでもその情報を得ることができるようにより、センターの事業そのものの的確性と信頼性が高まり、ひいてはセンターの利用の促進につながるものと期待される。

(3) 個人情報の保護

2005年に施行された個人情報保護法は、5,000件以上の個人情報を扱う事業者を規制の対象としている。しかし、それ以外の事業者等にあっても法の趣旨を尊重し、法の規定を遵守するが望ましいことはいうまでもない。とりわけ後見支援センターは、知的障害者の権利、利益に関わるきわめてセンシティブな個人情報を取り扱うことになる。しかもその対象者は自ら権利を主張したり苦情を申し出ることが苦手な人が多いことから、個人情報の保護には細心の注意を払うことが求められる。後見支援センターが不用意に利用者の個人情報を漏らすことにより、利用者本人のプライバシーが侵害されるだけでなく、時には、財産問題等の紛争がある場合に相手方を利することにもなりかねず、結果として本人の権利、利益が大きく損なわれることもあり得ることを自覚することが必要である。

したがって後見支援センターでは、個人情報保護法および国が示している「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等をふまえ、個人情報保護規程を制定し、プライバシーポリシーや個人情報取扱業務概要説明書を整備した上で、日々の事業において適切な対応を図ることが必要である。とりわけ、個人情報の適正な取得と外部提供に関しては、利用者本人の権利、利益の保護のために慎重な配慮が必要であることから、必要に応じて上記の運営監視委員会等に諮ることが必要と考えられる。

(4) 専門性の確保

成年後見制度は、自己決定の尊重とノーマライゼーションを基本理念としており、制度の利用を促進するにあたっては、成年後見人等による一方的な押し付けを排し、本人にとってのベスト・インカレストをいかにして本人と支援者が一緒に見出していくかという「協同」の視点が重要となる。したがって後見支援センターのスタッフには、こうした制度の理念を深く理解した上で利用者からの相談に適切に応えられるよう、知的障害者の障害特性に関する理解を深め、コミュニケーションスキルを高めることが求められる。また、成年後見人の役割は財産管理と身上監護にあるとされるが、実際の支援にあたっては、財産と生活のすべてに関わる多様な事項が守備範囲となり得ることから、制度の利用相談にあたっては、成年後見に関する基本的な法律知識はもとより、相続、遺言、扶養、親族関係、消費者保護といった周辺の関連知識を幅広く身に付けておくことが望ましい。

とりわけ後見支援センターが自ら法人後見を実施する場合には、上記のような専門的な知識、技能を身につけた上で、さらに実際の後見業務を着実に実行するための具体的なノウハウを蓄積

する必要が生じる。もちろん、紛争性がある場合や重要な契約の締結を要する場合などは、後見支援センターのスタッフだけで対応するのではなく、弁護士等の運営委員や外部の専門職等に助言や支援を仰ぐことも重要である。後見支援センターのスタッフには、そうした関係者との連携を図るための資質と能力も求められるといえよう。

このような専門的な知識と技能を持つスタッフの養成は、当然のことながら一朝一夕に成し遂げられるものではあり得ない。基本的には、各後見支援センターにおける日々の事業への取組みを通してスタッフが着実にスキルアップを図っていくことが重要と考えられる。そして中央センターと基幹センターでは、こうした現場の取組みをバックアップするために必要な研修プログラムを開拓することが望まれる。とりわけ事業開始当初に必要な初任者研修（あるいは基礎研修）についてはできる限り早期に実施することが求められる。

(5) 地域における関係機関とのネットワークの構築

これまで述べてきたことからも明らかなように、後見支援センターが取り組むあらゆる事業、場面において、多くの関係者の支援と協力を得ることが必要となる。そのため後見支援センターは、普段から多様な関係機関と連携を図り、きめ細かなネットワークを構築することが重要である。とりわけ、地域センターでは、利用者に身近な地域において法曹関係者や福祉行政、福祉事業者、医療機関、消費生活センター、警察、民生委員、自治会等と「顔の見える関係」を作ることが、センターの運営を円滑に行うためにも、また利用者への支援を効果的に進めるためにもきわめて有効である。

成年後見人の業務は孤独なものだとよく言われる。しかしそうであればこそ、成年後見人を地域において孤立させることなく、身近な地域において必要な連携や支援のしくみを作ることは、後見業務を利用者にとってよりよいものにするためにも、また今後、成年後見人の担い手のすそ野を大きく広げ、必要な人が必要に応じて適切な成年後見人を得ることができるようするためにも、きわめて重要と考えられる。それと同じことが後見支援センター自身にもいえるであろう。後見支援センターが地域で孤立していれば、相談者や利用者にとって真に望ましい適切な支援など覚束ないに違いない。育成会がこれまで培ってきた関係者とのネットワークを最大限に活かし、それをさらに発展させることができると強く求められている。

2) 知的障害者の後見人のタイプ別メリット・デメリット

育成会が事業として成年後見に関わる場合、当該育成会の規模や体制、資質、置かれた状況等により、その関わり方は一定ではなく、特に当面の間は、さまざまな形になるものと考えられる。そのため、今回の報告書においては、親族と第三者、個人と法人等、さまざまな後見のタイプがある中で、いずれが相応しいのかについて、あえて緒論を出さなかった。しかしながら、それぞれのタイプにそれに異なるメリット・デメリットがある。そのため、いずれを選択するにしても、それぞれのデメリットを克服する方策をしっかりと立てなければならない。

今回は、それぞれのタイプによって行う場合に考えられるメリット・デメリットを提示し、それぞれの育成会がどのタイプで関わるかを判断する場合の参考に供したい。

(1) 親族後見

原則は親族後見といわれ、現実の後見人も、その約8割は親族が占めている（しかしながら、第三者後見人が毎年増えつつあり、2005年4月から2006年3月分においては、22%となった）。なお、この数は高齢者を含めているため、申立て動機は財産管理処分と遺産分割が7割を占めており、知的障害者が必要としているような、身上監護を目的としたものは17%に過ぎない。

さて、親族後見が無理なケースを「困難事案」といい、その場合、第三者後見が必要となる。困難な理由として挙げられているのは、財産が多い、親族に争いがある等である（なお、長期にわたる、支援の困難さも挙げられるが、これは第三者であっても個人では困難であり、法人後見が必要となる。これについては後述する）。知的障害者の場合、財産が多い人は少ないかも知れないが、果たして親族との争いはないであろうか。

確かに、親・親族による後見は、①本人の状況を一番良く知っている（他の人には分からない、と思い込みが強い場合はデメリットにつながるが）、②お金がかからないというメリットを持つ。しかし逆に言うと、第三者が良いと思っても、お金がかかるから頼めないという現実もある。

一方、親・親族による後見のデメリットとしては、まず親の場合、①親がなるのでは、一時のぎに過ぎない（適切に次の後見人を探せるのか）、②親の抱え込みを容認することになる、③事実上だけでなく、法的にも本人の人生の全責任を負うことになる等が挙げられよう。

本来、後見制度とは、核家族等による家族機能の弱体化を、社会や地域で支えることを目的としているのであり、親族、特に親が担うのでは、その趣旨に反するとも言えよう。また親族の場合、「本人の財産を守る意識が乏しい（財産侵害加害者の過半数が親族）」とも、「親の安心と本人の希望（自己決定）は必ずしも一致しない」とも言われる。歴史を振り返っても、そもそも知的障害者の自己決定が主張されるのは、親や施設・行政の管理から脱することを目的としたものであり、その理念に照らせば、知的障害者と親・親族は利益が相反することになろう。高齢者の場合、良い息子が後見人になって困ることはほとんどないが、知的障害者の場合、良い親であっても子の後見人になることは相応しくないことになろうか。

これを遺産分割の場合と比べてみよう。例えば父親が亡くなった時、知的障害のある子の後見人に母親（兄弟でも同じ）がなる場合（既に後見人になっていた場合も同じ）、たとえ後見人であっても、母親と子は利益が相反するものとされ、母親は知的障害のある子を代理して遺産分割することはできない。その場合は、家庭裁判所に、子の特別代理人の選任を申立てなければならぬ（これは、健常の子が未成年の場合も同じ）。一過性の遺産分割においてさえ、後見人であっても親（兄弟）が代理できないのに、長期にわたる財産管理と身上監護を、なぜ後見人であれば親（兄弟）でもできるのか、法的にも問題があるのではなかろうか。

これらを考えた場合、果たして親・親族による後見が適切であるか、疑問がある。また現実に、たとえば権利侵害等があっても、子が入所している施設に対して対等にモノ申すことのできる親がどれだけいるだろうか。

(2) 専門職後見

専門職後見のメリットとしては、①専門性が発揮される、②客觀性・公平性が担保される、③職業倫理が確立されている、④責任が明確である（賠償保険を含む）ことが挙げられる。専門職として後見制度に関わっているのは弁護士、司法書士、社会福祉士等であり、知的障害者の場合、身上監護が中心となることから、社会福祉士に期待が寄せられている。

一方、専門職後見のデメリットとしては、①専門職の種類によって守備範囲が限定される、②報酬が高い、③敷居が高い等があろう。また、社会福祉士といえども成年後見を専門とする人は決して多くはなく、しかも施設や機関に所属している人が多いことから、成年後見を担うのに十分な人数を確保するのは困難であろう。また、優れた専門職であっても、知的障害者の長い期間の後見を一人で担うことはできない。第三者後見が増えつつある現在、それぞれが自らの主たる業務を行いつつ、片手間に成年後見に関わっている現状では、専門職が担うには限界もある。

(3) 市民後見

近い将来、専門職後見人の不足が予想されることから、それを補うために、専門職でない一般市民を後見人として養成する動きが出ている（今のところ、高齢者中心である）。これを仮に「市民後見」と呼ぶことにする。いわば地域福祉の一環として、地域の人に後見人になってもらおうというものである。

市民後見のメリットとしては、親族がいない場合等で、財産が少なく専門職に報酬を支払えない場合に、ボランティアとして使えることが挙げられる。特別な資格は不要ではあるものの、実際の選任に当たっては、「資質・能力・年齢・健康・経済状態」について家裁が判断する。なお、「制度の知識・職務の内容・権利擁護」について養成研修や、後見人の「相談・協議・管理・連携・責任」についてのサポート体制が不可欠であることから、行政（あるいは社協）が関わっていることが多い、住民相互の支えあいを行政が支えるという意味でも、今後も期待されよう。

一方で市民後見のデメリットとしては、①後見人としての適性への不安、②安かろう・悪かろうになる恐れ、③責任が不明確になりがち等が挙げられる。日常的な金銭管理・見守り中心で財産のない高齢者の支援はできても、知的障害者の長期で広範な範囲に及ぶ支援のような困難事案や専門性を必要とする事案には不向きであろう。また市民後見人にとっても、長期支援を必要とする場合には、途中で業務放棄できない重い責任を担うことにつめらいを感じるであろう。

これについては、成年後見制度と同様に、判断能力が不十分な人（しかしながら、契約する能力のある人）の生活支援を行っている、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業が参考になる。ボランティアである生活支援員が生活費を届けるに当たっては、その都度、社協へお金を取りに来て、届けて様子を見て、再び社協へ報告に来ることを義務付けており、成年後見人のように、財産管理をすべて単独で行うような権限は与えられていない（事業を行っている社協が、法人としての責任を果たしている）。

このように問題があるとはいえ、たとえば知的障害者の後見申請が集団で申立てられる（施設入所者等）場合で、適当な受け皿がなく、親族もいない場合に、市民後見人が必要となることが考えられる。その場合には、知的障害者の障害特性やコミュニケーションの課題等について十分な研修や、他の後見人の業務をサポートする実習等を行う必要があろう。また、個々の後見人の活動が孤立化しないために、継続的に助言を求めることができる支援ネットワークを作つておく必要もある。

育成会が関わって親族以外の個人後見を担うとすれば、育成会員を中心に市民後見人を養成することが考えられる。その場合のメリットは、①障害特性に対する知識・理解がある、②さまざまな人材（年齢・職業・立場）がいる、③必要な福祉サービスや遭いやすいトラブル等に関して経験が豊富、④生活全体への配慮・目配りの必要性を知っている、⑤仲間としての信頼感がある、⑥地域に根を張っている等が挙げられ、いつかわが子も世話になると思えば、財産の少ない人に

対してのボランティアにも期待できよう。

一方で、デメリットとしては、①責任が重いとの負担感がある、②適切に次の世代へバトンタッチできるか、③親・親族の立場での意向が優先し客觀性・公正性を担保しにくいことが考えられる。これらを克服するには、市民後見に求められている「制度の知識・職務の内容・権利擁護」についての養成研修や、後見人の「相談・協議・管理・連携・責任」についてのサポート体制が必要であり、加えて本人のベスト・インカレストを求めるためには、専門家との連携が不可欠となろう。

しかしながら、いずれにしても個人の限界があることから、長期にわたって安定した後見を行うには法人後見を考える必要が出てくることになろう。

(4) 法人後見

後見は原則個人が担うものとはいえ、新しい後見制度は法人後見を制度として認めた。その理由は、後見人を選任する場合の選択肢を広げるためとされる。それでは、個人後見と法人後見のメリット・デメリットとは何か、どのような場合に法人後見が相応しいのかを検討する。

個人後見が困難な場合、法人後見が必要となる。困難な理由としては、実証的なデータは存在しないが、精神障害者の後見や強度の行動障害のある知的障害者の後見などの場合は、個人の後見人を獲得することが困難であって、関係者が法人後見を希望することがある。また、知的障害者の後見は「長期にわたる」、法形式的に言えば、20歳で親権から脱した後の一生涯（若者・中年・高齢）の法的支援が必要であり、親・親族であっても、第三者であっても、個人では後見人自身が先に死亡することが予想され、相当の負担がかかり無理であろう（親亡き後ですら、平均で20年を越える支援となる）。一方の「支援の内容」については、介護中心の支援で済む高齢者の後見と異なり、住まい、就労を含めた日中活動、余暇活動等、生活全般にわたる広い支援が必要である。また、年齢や障害の軽重・行動の特性によって支援が異なることは言うまでもない。

個人後見のメリットは、①顔が見える支援が行える、②迅速に動ける、③責任がはっきりしている等が挙げられる。その一方、個人後見のデメリットとしては、①独断に走りやすい、②個人の能力により差が大きい、③長期支援が必要な場合、次の世代の後見人へうまくバトンタッチできるか等が挙げられよう。

一方、法人後見のメリットとしては、①長期の支援を滞りなく行える、②個人の権限逸脱を抑えることができる、③困難事案に協議して対応することができる、④親族間の対立を防ぐことができる、⑤複数の職員体制、複数の専門家によるバックアップ体制が取れる、⑥ノウハウを蓄積することで支援の標準化やマニュアル化が図れる、⑦新しい支援スタッフの教育がしやすく、質の維持・向上が図れる、⑧財政支援や寄付の受け皿になれる、等が挙げられよう。

一方で、法人後見のデメリットとしては、①迅速さに欠ける、②無責任になりやすい、③事務的になりやすい、④コスト高になる場合がある、⑤法人によっては簡単につぶれることがある、⑥顔の見えない支援になる恐れがある等が挙げられよう。

現在のところ、法人後見を行っているのは、職能団体が困難ケースについてボランティアで行っている場合（司法書士会リーガル・サポート）や、行政が資金を出しあって財産のない人のケースについて行っている場合（多摩南部後見センター）、財産も親族もいない場合（いくつかの社協）等があるが、最後の砦としての役割は果たしているものの、極めて制限的なものに過ぎない。また逆に言えば、安易に作られた法人では、安心して託すことはできないのである。

(5) 育成会法人後見

育成会が法人として後見を担う場合についてメリットとしては、上記法人後見のメリットに加えて、①仲間意識・意欲がある、②さまざまな年代の親がいる、③地域に根付いている、④本人の希望と親の安心のバランスを取って本人のベスト・インテラストを求めることができる、⑤育成会を権利擁護団体として成長させることができる、等が挙げられよう。

一方のデメリットとしては、上記法人後見のデメリットに加えて、①親の安心が優先する恐れ、②公正性が保てない恐れ、③自分の子のことしか知らない、④専門性が足りない等が考えられ、親の安心を優先させることになってしまえば、果たして本人のベスト・インテラストを求めることができるかが課題となろう。公平性を求めるためには、専門家や第三者の支援が不可欠であり、多くの人の知恵を集めて積極的に「後見プラン」を立てる必要があろう（「相談ハンドブック」参照）。また、多人数の財産管理を安全に行うことにも不安は残る。これらのデメリットを減らすためには、下記の問題をクリアすることが必要であろう。

法人後見の適格性を認める条件として、家庭裁判所は「明確な組織・人的体制・継続性」を求めてている。現在のところ、「基金1億円・責任賠償保険加入・三士会（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会）との協議」等が要求されているようである。また、「後見マニュアルの整備」や「安定運営の条件整備（運営指針・コスト・財政）」等、確実に基盤を整える必要がある。

なお、法人の形であるが、株式会社では営利目的であって、市民の信頼を得られまい。公益法人としては、「社団法人（一定期間の任意団体としての活動実績が必要）」「社会福祉法人（一定額の基本財産の拠出が必要。社会福祉法に定める社会福祉事業ではない。また、福祉事業を行っている場合、サービス利用者の後見人になることは、利益相反となる）」があるが、それぞれカッコ内に記した課題がある。公益法人と会社との中間に位置する中間法人や、NPO法人もあるが、これらは簡単に作ることはできる反面、その継続性・安全性については疑問が残る。

また形だけでなく、他にも検討すべき課題は多い。「法人の大きさをどうするか（ネットワークの大きさ↔機動性・家族環境が分かる）」「ポイントだけ法律・福祉専門家を利用（困難事案への対応）することでコストを抑えるとともに、第三者性・公平性を確保する」「行政からの助成（身寄りなし・お金なしの人への対応）を受ける」「研修の充実（見守り・コミュニケーション・人権意識・ベストインテラストの追求）」「個人担当制（顔の見える支援のため）」等について論議を重ねる必要がある。また法人といえども、その「安全性・継続性の担保（管理する財産が莫大・長期になるため、内部外部監査制度が必要）」にも留意すべきである。

(6) 課題の整理と展望

以上、育成会が後見を担う場合においても課題は山積しており、それぞれの地域で「知的障害者後見支援センター」を作るに際して、その規模・形式・組織・機能等について、まだまだ未解決な問題が多い。まずは、その地域における後見ニーズを明確にする作業から始めなくてはなるまい。①親亡き後だけで良いのか、②親が元気な内に、親と別の本人の生活を考えるのか、③財産がかなり多くある場合、ない場合、④親同士の互助をどのように実現するのか、⑤親がいない場合、財産がない場合の社会的後見を担うのか、⑥法人後見を行うか否か、⑦法人として個人後見人の支援活動を行うのか、単に紹介・説明だけか、養成や監督を担うのか等を含め、センターが何を目指すのかを十分協議・検討することが必要である。

法人を作る場合は、その人的基盤（資質の担保）のためには、「相談を含めて対応のできる、福

祉の専門家であるキーパーソン」が必要であり、後見に関わる全ての人が、「知的障害者の後見に必要な視点」を持つことが求められ、社会に開かれ、根付いた組織となるには、「専門家の積極的利用と、親・親族を含めた幅広い層の支援ボランティア」等が必要になるであろう。また安定継続性を担保するには、「基金をいかに集めるか」「賠償保険の加入」「監督・評価の仕組み」が必要であり、大勢の財産管理を安全に行うには「財産管理の外部化」を検討する必要もある。先行している多摩南部後見センターや東濃成年後見センターは、多額の公的原資が投入されたうえで高齢者も含めて後見活動を行い、利用者ひとりあたりのコストは弁護士後見人を複数つけるよりも高額になっていることに留意すべきである。事務的でない真に顔の見える後見活動を行うとすれば当然にかかる負担である。

また個人後見を支援する後見支援センターを構築する場合には、個人後見のデメリットを解消するための後見人を孤立させない工夫が必要である。具体的には、共同・複数後見、あるいは後見監督人の必要的選任を工夫し、後見人の恣意的判断を抑制すると同時に、後見人の引継ぎを容易にすべきである。そのためには、後見人の候補者の養成が重大な課題であり、市民後見人が応募しやすいような個人後見人の支援体制を構築することが必要である。

現在の制度の中で親ができるることとしては、親亡き後のわが子の安定した生活のために、加入者が減って存続が危ぶまれている障害者扶養共済へ（再）加入する、あるいは遺言書によりわが子が生きていくための目安となる財産を残す、またはそれぞれが「特別障害者扶養信託」を利用して子の生活資金を残す等によって、後見報酬の財源とすることができる。将来的には、基金を出し合って成年後見支援センターを作る、あるいは全国の育成会が集合して親亡き後を託す「信託業」を行う等の大きな展開も、全くの夢ではなかろう。

成年後見制度をきっかけとして、知的障害者が安心して地域で生きていくために、改めて親としての責任を果たすと同時に、地域社会を巻き込んで前向きに制度利用を進めていくという展望を持った活動を進めが必要であろう。

(7) 追記 一任意後見について一

今回の報告書においては、あえて任意後見制度について触れなかった。これは、任意後見の利用は、親が自らの高齢化に対応する手段として使うことはあっても、知的障害者が利用するのは法定後見が基本であり、ここで触れる必要がないと判断したからである。

任意後見とは、判断能力がある人が、自分の信用できる人に、自分の判断能力が不十分になつた時の支援の内容を、前もって契約によって依頼しておくものである（詳しくは、「相談ハンドブック」参照）。これは、契約によって自分の希望を貫くという点では、まさに後見制度の基本ともいえるものであるが、一部の個人あるいは法人が、依頼人の判断能力が不十分になった後も、任意後見を発効させないまま、依頼人の財産を費消する事件が起き始めており、今のところそれを止める手段がないことから、利用に当たっては注意が必要である。そもそも後見制度は、後見人に大きな権限を与えることから、個人・法人を問わず、その濫用を防ぐ手立てが不可欠である。法定後見においては、家庭裁判所が監督を行う（あるいは、必要な場合は後見監督人を付ける）ことになっているが、任意後見では、依頼された人等が、依頼者の判断能力が不十分になった時に、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをしない限り、（後見も）監督も発効しない、という根本的な課題を抱えているのである。しかも、少々判断能力が低下している人が任意後見契約を結ぶ場合には、その内容自体が、依頼者に大きな負担がかかり不利である場合にも、契約という旗

印が優先し、それを適切にチェックすることができない恐れがある。その意味では、任意後見についてはリスクが伴い、今ままでは安易な期待は持てない。将来的に、知的障害者の法定後見と親の任意後見をセットで行うこともあり得るもの、このあたりの課題をしっかりとクリアすることが望まれる。

おわりに

かつて養護学校全員就学が制度化した際、各地の育成会は、学校卒業後の我が子が再び無為な在宅生活を強いられないよう日中活動の場作りに奔走した。その結果、急速な勢いで全国に様々な形の小規模作業所が設立され、それが知的障害者の地域生活を推進し維持できる基盤となったのである。以来30年余を経た現在、育成会の運動体および事業体としての活力は、知的障害者の権利擁護という新たな課題にその力を発揮することが求められている。なぜなら、契約に基づく福祉サービスの利用が法定化された現在、知的障害者が、ノーマライゼーションの理念の下、生涯にわたり住みなれた地域で安心かつ充実した生活を送るために、地域生活支援の重要な柱に、成年後見制度の積極的な活用および権利擁護を置く必要に迫られているからである。

既述したように、法的支援が必要な知的障害者に対して、いつでもどこでも相応の経済的負担の範囲で成年後見制度を活用することが可能になるためには、地域育成会が主体となり、専門家の助言および地域ボランティアの協力を得ながら、多くの人が見守る体制つくりが不可欠である。また、このような支援者グループの中から市民後見人を輩出するなど支援関係者の層を厚くしていき、成年後見を担う人材の継続性、安定性を確保することが重要である。

知的障害者の地域生活が定着化し、通所施設や小規模作業所等、身近な所で知的障害者の福祉を担う職員やボランティアも急激に増加しており、彼らの中にはより広い福祉活動を求めている人も少なくない。また、地域には社会貢献へのニーズを持ちながら具体的な方策がつかめない多くの人生経験豊かな中高年者がいる。このため、地域育成会がコーディネーターの役割を果たし、これらの人才を広くとり入れることが重要である。地域の知的障害者全体を見守り支援する活動体の中にこのような人材を包含するシステムを構築することにより、本文で示した後見支援センターの事業は実現可能であると考える。

本文でも詳述されているとおり、知的障害者の障害特性に合致した成年後見業務は、長期にわたる身上監護が不可欠である。このため、知的障害者の生活を身近に見守り続けてきた親の会が、成年後見事業に取組まない限り、必要でありながら活用するには問題が多い成年後見制度の進展は困難である。まず、全国数ヶ所の育成会がモデル事業として成年後見事業に取り組み、その成果を全国各地の育成会に普及させる体制が早期に実現することを願ってやまない。

知的障害者は、実際以上に「できない人」という偏見に縛られてきた長い歴史があった。しかし、彼らは「本人活動」や「就労」など多くの領域で、適切な人的支援を適時に受けることができれば、周囲の予想をはるかに上回る実績を上げることが可能であることを自らの力で実証している。支援にあたる者は、この事実を謙虚に受け止め、知的障害者の尊厳を重んじ意思を尊重する支援を大前提とすべきであることを強調したい。

なお、ここでは知的障害者の後見支援センター構想について述べたが、発達障害者等、関連の障害者で同様のニーズを持つ人に対しても、後見支援センターは同様の支援をすべきである。

「コミュニティフレンド事業」マニュアル

コミュニティフレンドとは	75
事業のありかた	80
親の会から	88
事業所から	90
スウェーデンのコンタクトパーソン事業 ..	91
書式例	92
Q & A	97

目 次

I. コミュニティフレンドとは	75
II. 事業のあり方	80
P A C ガーディアンズの活動例	80
私のこれからは、私が決める。－市民参加とコミュニティフレンド－ 伊賀市社会福祉協議会・宇治市社会福祉協議会の活動例	83
III. 親の会から	88
幾重にも人の輪を～「N P O 法人ころばぬ先」の活動と期待すること	88
成年後見とコミュニティフレンド～「市川手をつなぐ親の会」の取り組み	89
IV. 事業所から	90
「N P O 法人しぐなるあいづ」の取り組み	90
V. スウェーデンのコンタクトパーソン事業	91
VI. 書式例	92
1. 契約書	92
2. 申込書	93
3. 活動規約	94
4. 活動報告書	95
5. コミュニティフレンド案内例	96
VII. Q & A	97

I. コミュニティフレンドとは

1. コミュニティフレンドとは

コミュニティフレンドは community friend という言葉から生まれている。国外に類似サービスがあり、それらを参照しているものの、適用のされ方など異なる部分が少なからずあるため単純な比較は困難である。しかし“コミュニティ=地域”、“フレンド=友だち”というわかりやすいネーミングのため今回採用した。

基本的な理念やイメージは文字通り「まちのなかの友だち」である。ただし海外にあるサービスだから輸入しようとしたのではなく、障害のある人の成年後見ならびにその支援を考えるなかからこのような役割の人が必要であることがわかり、適当な名称を探すなかで「コミュニティフレンド」になったと考えた方が良い。

国内では既に「コンタクトパーソン」として宇治市社会福祉協議会が行っている事業や千葉県内のNPO法人PACガーディアンズが試行的に始めている「コミュニティフレンド」が行っている者とほぼ同様であると考えられる。またこれに近似した活動は他にもあるのと思われる。さらに海外の同様な活動、とりわけスウェーデンにおける「コンタクトパーソン」についてはたいへん参考になるため、別途立教大学の河東田博教授に執筆をお願いしている。

以下はコミュニティフレンド小委員会がこれらの先行事業の活動などを参考しつつ、全体構想の中で位置づけるべきコミュニティフレンド事業の基本的な枠組みを検討し、提出するものである。すなわち、この活動事業を設置し運営する際に参考していただきたい事項や資料・書式案などを掲載した。各地における育成会では、この基本案を咀嚼・吟味のうえ、より適切な活動を構築していただきたいと考える。

それから当小委員会では、報告書の他にガイドブック「コミュニティフレンドをご紹介します」を作成・発行した。こちらは実際のコミュニティフレンド活動を行う人、利用者（障害のある人）、その家族などの方々に具体的なコミュニティフレンド活動のイメージを理解していただくために作成しており、イラストによる活動の流れ、コミュニティフレンド本人からのコメント、利用者の親や支援する施設職員からのコメントなどが掲載されている。先ずはこちらをお読みいただくのが理解しやすい。

なお、本基本案を作成するに当たっては、上記各組織・団体の活動内容を参考にさせていただくとともに、河東田教授他からのご示唆を賜った。記して謝意を表する。

2. 役割と活動内容

- 1) 友だちであることが基本的なかたち・関係である。そのため1対1であり、原則として他者に代替されない。“ヘルパーさんという役割の人が来る”ことと“Aさんが来る”ことの違いもある。
- 2) 定期・不定期に障害のある人のもと（居宅、グループホーム、施設など）へ行き、一定時間を

過ごす活動である。頻度は運営組織によって異なって良いが、例えば月に1～2回が考えられる。1回の活動時間は数時間～半日程度が標準になると思われる。ただし必要によって1日あるいはそれ以上も考えられる。これらは運営組織の状況により変化してよく、コミュニティフレンドの定義によっては定まらない。

- 3) 活動内容は当事者間、すなわち利用者とコミュニティフレンドの両者で決める。音楽を聴く、ゲームをする、外出して買い物やボウリング、カラオケ、食事などもあり得る。2人は「友だち」であることを前提とするため、対等関係を基本とする。
- 4) ボランティア活動とする。ただし事業運営によって有償、実費支給などの方法はあり得る。
- 5) 活動上の権限等は特に持たない。何らかの支援ニーズが生じた場合は可能なことはするが、定期的・恒常的な支援活動は通常の支援職に依頼される。これらのコーディネートは当活動の「バックアップ機関」（後述）が責任を持つ。
- 6) コミュニティフレンドはバックアップ機関との契約により活動を開始し、一定期間ごとに更新する。契約期間は1年程度を標準とする。しかし互いの相性を確かめるために活動当初は短く（半年など）しても良い。また逆に契約期間を長くすることもあり得る（互いの相性が安定している場合）。
- 7) コミュニティフレンドはバックアップ機関に対し活動報告を行うとともに、必要に応じてバックアップ機関に相談し、活動の支援を受けることができる。
- 8) 障害のある人と付き合うものとして必須になる権利擁護を理解し、バックアップ機関の開催する研修を受ける。またバックアップ機関の行う意見交換会に参加し、相互に話し合いの機会を持つ。

3. バックアップ機関

- 1) バックアップ機関はコミュニティフレンド事業の管理運営を行い、コミュニティフレンドとの契約主体となる。
- 2) 設置・運営者は幾つかのパターンがあり得る。
 - (1) 各地の育成会が設置・運営する。都道府県育成会、市町村育成会。
 - (2) 地方自治体・社会福祉協議会や法人などが設置・運営する。育成会はこれを推進・展開する。
 - (3) 地方自治体・社会福祉協議会や法人などが設置し、育成会は委託によりこれを運営する。
 - (4) 地方自治体・社会福祉協議会や法人などが設置・運営するが、一部事業について育成会が委託され、運営する。
 - (5) その他
- 3) バックアップ機関の果たす主たる機能は以下の通り。
 - (1) コミュニティフレンドとの契約とこれの名簿管理
 - (2) 利用申込受理とこれの名簿管理
 - (3) コミュニティフレンドと利用者間のマッチング・調整
 - (4) コミュニティフレンド事業に関する相談対応ならびに意見交換会の実施
 - (5) コミュニティフレンド事業に関する啓発・説明・研修
 - (6) 他機関連携（活動過程でコミュニティフレンドから要請された利用者のニーズを適切な機関につなぐ）

- (7) トラブル対応（コミュニティフレンド活動に伴い生じたトラブルなどに対する対応）
- (8) コミュニティフレンド事業にかかる保険契約の締結と管理
- (9) 経理・庶務管理
- (10) その他等事業の実施に必要な事業

4. 必要な書式例

別途、以下の書式例を収録したので適宜参照・活用されたい。

- 1) 契約書（コミュニティフレンドとバックアップ機関）、
- 2) 利用申込書（利用者からバックアップ機関）
- 3) 活動規約（コミュニティフレンド用）
- 4) 活動報告書
- 5) コミュニティフレンド募集のチラシ

5. コミュニティフレンド活動の意義

（なぜコミュニティフレンドが必要か）

コミュニティフレンドの意義は幾つかあるが、ここでは友だちとしての役割を持つことの意義と、それから長い人生における支援システムの中での意義を述べる。

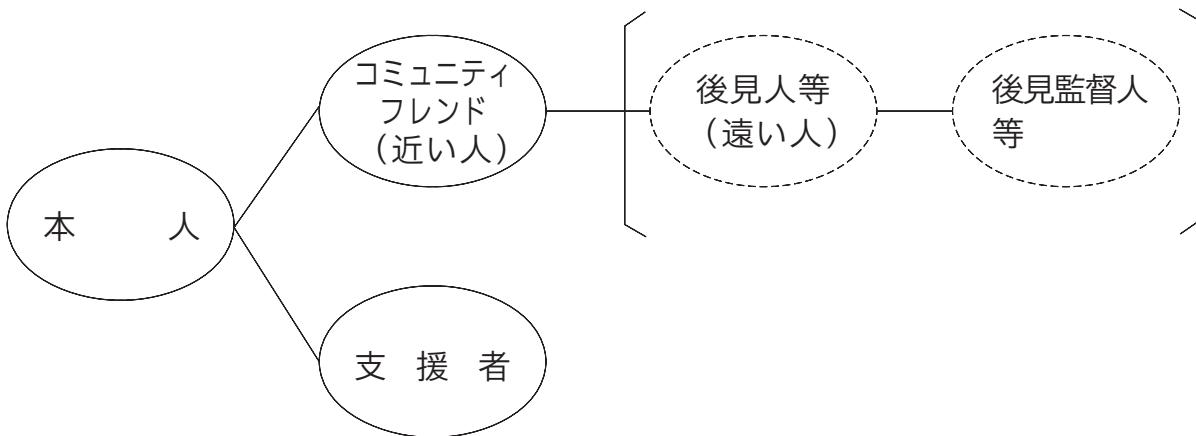
まず障害のある人は、卒業後、社会に出た後はどうしても新しい出会いが少なくなる。それは社会的な接点の少なさや固定化をもたらし、生活における世界の広がりを限定させる。コミュニティフレンドはこのとき、社会との接点となり、新しい世界への可能性を広げる。馴染みの場所へ一緒に行くだけでも良いし、またたまには違った環境に入ってみても良い。もちろん安定した生活をゆっくりと過ごしたい人もいると思われ、その場合にはゆっくりとした生活の楽しみと一緒に共有できる友だちになることが大切だろう。そのような社会との窓口のひとつになることが期待される。これらの役割は親きょうだいや支援者でも果たせる部分はあるかもしれないが、ここにもうひとつの選択肢を加える、これがコミュニティフレンドの位置である。例えばあるコミュニティフレンドがたまたま利用者に電話を掛けたところ、そんなこと今まで無かったことと親から後で言われたという報告がある。またもともと施設職員として接触のあった人が退職後にふたたびコミュニティフレンドとして利用者と出会ったところ、また異なった顔をのぞかせてくれたとの話もあった。“実はそんな気兼ねない、職員としての役割ではないところで付き合いたかったんです”と嬉しそうに教えてくれたコミュニティフレンドが忘れられない。

次に、成年後見等との関係でコミュニティフレンドを考える。障害のある人と高齢者はどちらも後見を必要とする場合があるが、どうしても障害のある人の方が長い人生を歩むことになるため、後見の果たす役割や機能の仕方は異なる部分がある。長い期間であることから、1人の後見人・支援者だけで考えることは困難なため、役割の引き継ぎや複数人・複数機関での支援が重要となる。また人生を歩むなかで様々な一身上の変化が生じることが想定されるため、一定枠内での後見業務だけでは終わらない可能性がある。それは後見人を立ててすべてを任せれば済む話ではなく、いろ

んな人や役割とともにに対応すべきことである。すなわち、障害のある人の場合にはなおいっそう、後見と生活支援を共に考えることが重要になる。

そうした場合、どのように後見機能と生活支援機能を組み合わせるかなのだが、これを便宜上「遠い役割」と「近い役割」に整理して考える。この場合の近いとは、物理的距離の近さ（つまり近くにいること）、心理的な近さ、接触頻度、世話などのし易さや干渉しやすさといった意味での近さになる。遠さとはこれの反対に、遠くにいて、時々しか会わず、心理的にも遠く、あまり細々とした世話を焼かないということを意味する。近い人の例は親・きょうだいだろう。障害のある本人のことを誰よりもよく知り、世話する意欲も高く、近くにいて親しみもある。しかしときに本人利益と相反する可能性も潜在的にもつ場合がある。他方、遠い人の代表が第三者後見人である。普段はあまり接触しないために本人のことを十二分に知っているとは限らず、細かいことには対応しづらく、しかし強い法的権限を持っており本人の権利を制限・管理できる。そのためこのような役割の人間が當時本人の近いところにいるのは必ずしも良くないということを十分わきまえる必要がある。ただし遠い関係であることから、周辺の人間関係に囚われずきちんと対処できる強みも持てる。普段は機能せずとも必要なときにはしっかりと役割を果たすことが、「遠い人」には求められる。

以上のように考えた場合、近い人の役割と遠い人の役割を同時に果たす人間を置くのはたいへん難しいことがわかる。そこで本報告書で佐藤彰一中央委員会委員長が指摘するように、これを複数の人間・機関が分け持つ関係が必要となる（このように考えて後見業務ならびに生活支援を行うところは既に少しづつ出てきている）。こうした場合、特に本人から近い位置で、親ではなくまた支援職員でもない外側の立場から本人に関わる役割を置くことによって、いわゆる後見・生活支援の体系が潤うのではないかと考えることができる。このことを示したのが以下の図である。



親や支援職員ではなく、またボランティアを基本としているのは、このことによって本人との利益相反性を無くし、第三者の目、外からの視点を持ち込むという意味があり、重要なポイントでもある。また権限を持たせず行動の自由性を保つことによって新たな保護担当者を配置することの無いように配慮している。あくまでも友だちとしての関係が、この場合必要な要件となるのである。しかしそうは言っても障害のある人の生活に関わる以上、必要な権利擁護に関する理解は必須である。そのため、コミュニティフレンドは権利擁護体系の中のひとつであると考えられる。なお、これと類似のものに自治体等の行う「市民後見人」構想がある。これは将来的な後見人就職を前提とする役割であり、権限の持たせ方などが未だ曖昧であると思われる。コミュニティフレンドは権限を持たせず、代わりにバックアップ機関を活用することによって、運用を容易にしているとも言えるかもしれない。

以上のような位置づけは考えられるものの、コミュニティフレンドはこれから形成していく事業でもある。関係諸氏の積極的な活用と精錬を期待したい。

6. 類似のサービス・事業

カナダのWesway (<http://www.wesway.com/>) という団体ではレスパイトサービスとともに提供されており、そのホームページには次のような説明がある。

Community Friend Service: Volunteers are matched with an individual with a disability, and enjoy common interests for three to five hours every week or two. With a social and recreational focus volunteers encourage someone with a disability to pursue leisure activities, develop friendships and learn what the community has to offer. Meanwhile, family caregivers enjoy brief periods of respite.

(「障害のある人とマッチングされたボランティアが1～2週に1回程度3～4時間ほど、共通に興味のあることを一緒に行います。社会的な役割あるいは余暇的な役割を持ったボランティアが本人と共に活動し、友情を育み、地域が何をしてくれるかを学びます。その間、家族はレスパイトの期間となります。）

このように、Weswayは組織としてレスパイトとの組み合わせによって実施している事業のように見受けられる。当小委員会の提唱するコミュニティフレンドにはそのような位置づけはない。

またスウェーデンではコンタクトパーソンという役割があり、多くの障害のある人が利用している。このことについては別途河東田博氏の記述を参照されたい。

さらに、日本国内での先例としては、宇治市社会福祉協議会のコンタクトパーソン事業、千葉県内のNPO法人PACガーディアンズが行うコミュニティフレンド事業がある。これについても別途紹介されているのでご覧いただきたい。

7. 補

コミュニティフレンド事業は成年後見事業と組み合わせることによってもその意義を發揮するが、単独でも大切な役割を果たしうる。スウェーデンにおけるコンタクトパーソンの重要な役割などを見るに付け、本事業の今後の展開を切に望むものである。

なお、本稿に掲載できなかった諸事項については別途Q&Aとして整理した。

更に次のホームページには関連事項が掲載されているので、参照いただきたい。

→<http://homepage3.nifty.com/mnagawa/#guardianship>

II. 事業のあり方：

PACガーディアンズの活動例

1. PACガーディアンズ

千葉県では、県内の障害福祉に関わる人たちが中心になってPACという団体を平成14年に結成し、権利擁護活動を行ってきました。その活動メンバーが成年後見の利用促進と相談と支援を行うことを目的に設立したのが、PACガーディアンズです。平成17年12月にNPO法人の認証を受けました。

PACは「Protection & Advocacy Chiba」の略称でガーディアンズは後見人という意味です。

わたしたちは、PACにおける活動を通じ、身上監護のための財産管理だけでなく、生活支援をもカバーする後見支援システムの必要性を痛感してきました。その経験を踏まえて、後見のあり方として考えたのが、「共同・複数後見の活用」、「バックアップシステム」、そして「コミュニティフレンドの活用」です。

わたしたちは、成年後見と生活支援を連続的に提供するモデルを作りたいと願っています。

コミュニティフレンドの存在は、それを可能にすると思います。

成年後見と生活支援を組み合わせたチーム支援を試みることは、法定後見という裁判所の制度に頼るだけでなく、コミュニティフレンドの方々も参加してもらえるバックアップのための領域が広がります。ゆっくりと、しかし着実に手をつないでいきたいと思います。

2. PACガーディアンズの4つの主な事業

1) 相談

- ・後見および後見に関する相談
- ・相談を通じて、ご本人に必要な支援のあり方などについても相談者とともに考えます。
後見利用等が必要と考えられる場合には、これも行います。

2) 成年後見の受任

(複数後見、チーム支援をめざします)

- ・近い関係にある人と遠い関係にある人との役割を分け、共に後見事務にあたるようにします。もし、これが困難で単独後見となる場合でも、後見人を背後から支え、生活支援につなぐためのチームを形成して、後見事務が滞りなく、また、適切に行えるようにしていきたいと考えています。
- ・第三者後見の場合、後見人は研修等を通じて当法人に登録した後見人候補者が受任できることをめざします。当面は理事やその他適切な人選を経た人に依頼します。

3) 後見人の支援(バックアップ)

- ・後見人支援とは、個人で受任した後見等について、これをPACガーディアンズが支援することを指します。
- ・支援内容は、以下のようを行います。
(1) 後見に関する知識（申請事務を含む）

- (2) 後見人等以外の視点に立ち、後見人等を補う意見を言い、支援する。
- (3) クレーム等困難な問題が生じたとき、調整等にあたる。

4) 後見人とコミュニティフレンドの養成

- ・養成講座を行います。
- ・定例会の開催と通信の発行により啓蒙と情報提供をします。

3. 親の会との連携

PACガーディアンズは、千葉県内各地域の親の会（育成会）と連携して成年後見に関する事業を実施しています。具体的には、PACガーディアンズと親の会が業務委託契約を結び、委託を受けた親の会が各地域で、共有する後見支援プログラムに基づき活動しています。親の会から後見業務に関する要請があった場合はバックアップ支援を行います。委託業務と委託契約を締結している団体は以下のとおりです。



写真：NPOひだまり主催の成年後見セミナー
(委託契約団体のひとつがセミナーを開催し、そこで後見とコミュニティフレンドの説明をさせていただきました。)

＜委託業務＞

- ・成年後見人候補者・コミュニティフレンドの啓発・
養成活動ならびに場所の提供
- ・成年後見の受任・支援相談の情報提供ならびに面談の場所の提供
- ・コミュニティフレンドの利用活動の促進とネット形成への協力
- ・その他、上記に関連した業務

＜委託契約団体＞

- ・市川手をつなぐ親の会
- ・船橋市手をつなぐ育成会
- ・習志野市手をつなぐ親の会
- ・NPO法人しぐなるあいづ（松戸市・社会福祉法人松里福祉会の保護者会が母体）
- ・NPO法人ひだまり（千葉市・障害児者の将来を守る父の樹会が母体）

4. コミュニティフレンド試行事業

PACガーディアンズは、千葉県血清記念財団からの助成を受けて、コミュニティフレンド試行事業を実施しています。現在、県内で7組のコミュニティフレンドと利用者さんが活動しています。

<コミュニティフレンド開始までの流れ>

- ・平成18年9月3日
　　コミュニケーションフレンド研修会実施
- ・平成18年9月～10月
　　コミュニケーションフレンドと利用者顔合わせ
- ・平成18年10月～
　　コミュニケーションフレンド活動実施



写真：コミュニケーションフレンドの活動例
(一緒にグループホームで話をした後、2人で近所に出かけました。)

Ⅱ. 事業のあり方：

私のこれからは、私が決める。

－市民参加とコミュニティ・フレンド－

伊賀市社会福祉協議会・宇治市社会福祉協議会の活動例

1. 伊賀市社会福祉協議会の取り組み

伊賀市社会福祉協議会（三重県）における市民参加に関わる権利擁護の取り組みについて、紹介させていただきます。

1) 悪徳商法対策

(1) 悪徳商法の相談

悪徳商法の相談は、以前からあったと思われるが、近年、高齢者や障害者等を対象とした悪徳商法が顕著に目立ち始めた。三重県を担当する県消費生活センターは県庁所在地の津市にしかなく、クーリングオフ等の方法を伝え、相談に応じるが、訪問することはない。知的障害のある方などにとっては、家族も含め自ら解約の手続が取れず、そのままになってしまっている事もあった。このため社会福祉協議会の組織をあげて相談支援を行う体制にした。

(2) 現在行っている対策

悪徳商法に対して組織をあげて以下の対策を行っている。

- ① 「悪徳商法お断り」ステッカーを作成、全戸に配布。
- ② 相談を受ければ情報収集（書類や現地確認、場合によっては建築士等と訪問）。
- ③ 可能な手続支援（クーリングオフや内容証明作成支援、本人の代弁をして業者と交渉など）。
- ④ 業者名や相談概要の一覧表を作成し、民生委員など関係者に周知。
- ⑤ ホームページ（ブログ）や広報で具体的な事例と解決策を紹介し、注意を促す。悪徳業者もホームページを見ている可能性があり、市民への情報提供だけではなく、業者へのけん制の目的もある。
- ⑥ ふれあい・いきいきサロンなどで詳細の説明と注意を促す。
- ⑦ 弁護士、警察、市・社協担当者、民生委員、老人クラブ、障害者団体などで対策検討委員会を組織し、対策を検討。
- ⑧ 医療や福祉、法律、労働など、さまざまな相談関係者の情報交換によって問題を適切に解決し、たらい回しを避ける「伊賀相談ネットワーク」を構築し、多様な問題の解決にあたる。
- ⑨ 市民参加の悪徳商法対策チーム（いが悪徳バスターズ）を養成・組織化



(3) 市民参加の悪徳バスターズ

市民参加で悪徳商法対策を行うことをねらいとして養成に取り組んでいる。そのねらいは次のとおりである。

- ① 身近な人が発見しやすい。
- ② 被害数が多いため、市民相互に注意し合うことで被害を未然に防げる可能性がある。
- ③ 本人の身近なところで専門相談窓口につなぐ役割が必要。
- ④ 学習することで被害を減らせる可能性がある。
- ⑤ 学習した内容を口コミで伝えていただける。

また、今後の活用及び展開としては、以下の役割を期待している。

- ① 悪徳商法の発見と相談窓口への紹介役。
- ② 契約時の同席者。
- ③ クーリングオフの支援役。
- ④ 悪徳商法事例の伝達役。
- ⑤ マルチ商法の不買運動を展開する。
- ⑥ 催眠商法の撃退チームの一員として会場に潜入する。

2) 伊賀地域福祉後見サポートセンター

(1) 福祉後見サポートセンターの開設

知的障害がある人の大きな課題として、判断能力が低下した場合に、生活支援や財産の管理を行うしくみが必須である。特に、少子高齢化が進み、核家族化が進行する中、家族の扶助機能は極端に低下し、生活支援や財産管理が大きな課題となることは自明である。

また、社会福祉基礎構造改革によって福祉サービスの利用は契約が基本となっている。ところが、意思判断能力の低下した人は契約が困難であり、サービスの利用ができないことになってしまう。

こうした問題を解決するため平成12年度から民法が改正され、成年後見制度を本人の権利を擁護する観点で使えるようになったが、介護者である親族も高齢化していたり、後見を担える家族等が少ないなど、後見人の不足が大きな課題となっている。また、その利用手続きも複雑で使いづらい状況となっており、ニーズはあるが実際には使えないということになりかねない。成年後見を必要とする人は急増している。

同様に知的障害のある方などの日常生活費の支払いやサービス利用支援ができるしくみとして地域福祉権利擁護事業（福祉サービス利用援助事業）があるが、本人との契約が原則となっているため、重度の知的障害のある方は利用できない。また、財産管理もその業務の対象とはなっていないことから、成年後見制度は必要である。

こうした課題に対して、平成18年8月1日から「福祉後見サポートセンター」を設置した。その機能は次のとおりである。

(2) 福祉後見サポートセンターの機能

- ① 成年後見制度利用支援

成年後見を必要とする人や、申立をしようとする人に対して、後見を利用しやすくするための業務を行う。具体的には、(ア)市民や関係機関からの相談や助言、(イ)市民や関係機関への権利擁護に関する情報提供、(ウ)成年後見制度申立て手続き方法についての支援、(エ)市長申立てについての連絡調整及び支援を行う。

② 福祉後見人材バンク

地域でこのような活動に関心のある人に対して研修を行い、成年後見人等の候補者として登録する（福祉後見人）。人材としては、公的な資格保有者、定年後のサラリーマンや行政職員、住民参加型在宅福祉サービスの活動者、ボランティアなど幅広く考えることができる。

これらの人たちは、障害者や高齢者に対する理解、援助のあり方についての理解を深めていくことで、福祉的支援を必要とする人に対して身上配慮を適切に行える成年後見人等になることが期待できる。

③ 後見人サポート

成年後見人等がよりよい支援を行うために、成年後見人等になった方に対する支援機能である。具体的には、成年後見人等が本人に対して行っている援助が適切かどうかの確認や、どのような援助を行っていけばよいかの相談助言などを行う。被後見人が抱える生活課題は多様であるため、その後見人への支援内容も多様な情報が必要となる。

④ 啓発・研修

成年後見人等には、成年後見人等の役割に関する正確な理解とともに、本人の身上配慮と財産管理の知識、本人の権利擁護のための人権感覚などスキルをもつことが求められる。

このため、研修プログラムとしては、理念や関連する知識や技術を習得し、地域福祉権利擁護事業の生活支援員の活動などを通して、後見人等に登録できる手続きとしている。

⑤ 法人後見支援

社会福祉法人やNPO法人などが後見を担う場合に、手続きや適切な後見についての助言等を行う。

(3) 福祉後見人のメリット

福祉後見人（市民後見人）を福祉後見サポートセンターが支える仕組みとすることによって次の利点が生かせる。

- ① 本人の後見を担える市民も多く、人を支援し役に立つという、市民の自己実現につながる。
- ② 市民が後見に参加することで相互支援の関係を強化できる。
- ③ 後見人である市民が困ったときに法律や医療、福祉などの専門家が支援できる。
- ④ 法人後見ではないが、ゆるやかな組織としての安定性が期待できる。
- ⑤ 法人後見を含め、多様な後見主体の出現が期待できる。

出典) 伊賀市社会福祉協議会資料より抜粋、改変

2. 宇治市社会福祉協議会の取り組み

コンタクトパーソン活動に取り組まれている宇治市社会福祉協議会（京都府）の活動を紹介する。

1) コンタクトパーソン活動

(1) コンタクトパーソン活動の導入

平成12年度より全国社会福祉協議会のモデル事業として取組みを始められている。

スウェーデンにおけるコンタクトパーソン制度を参考に、日常継続的なマンツーマン（一対一）による「友人兼助言者」として、かかわりを通じた取り組みを開始させた。

このコンタクトパーソン活動方式の導入を構想した背景には、知的障害者、精神障害者、認知症高齢者の、1. 生活関係の広がりや豊かさ、2. コミュニケーション力の発展、3. 権利擁護の意欲発展、4. ボランティアと当事者による相互学習の視点の広がり、5. 当事者の気持ちのよりどころの確保という目標を、地域福祉活動の中で進めていこうとする意図がある。

宇治市社協では“ふれあいサロン”活動などを通して、社会的な孤立をなくしていこうという取り組みを行っている。しかし、社会の中でふれあうことに対する意欲に欠ける人に対し、一緒に散歩したり、喫茶店で話をしたりという、積極的かつ意識的に接近していくコンタクトパーソン活動の持続的な取り組みによって、ふれあいの機会を広げている。

出典) 宇治市社会福祉協議会事務局長 岡野英一氏 財団法人日本障害者リハビリテーション協会発行、「ノーマライゼーション 障害者の福祉」2002年11月号（第22巻 通巻256号）より一部抜粋、改変

(2) コンタクトパーソン活動の内容

① 対象：宇治市内にお住まいの

- ・地域とつながりの少ないお年寄り
- ・知的な障害がある人
- ・精神に障害のある人

② 利用料：1ヶ月の基本料金500円（1時間までの活動費を含む）

活動時間が1時間を越える毎に300円

③ 活動期間：原則1年間。ただし、活動内容、目標達成度などにより継続もある。

④ 内容：例えば

（ア） 自分の思いを誰かに聴いてもらいたい時

（イ） （逢う、電話、メール）

（ウ） 一緒に買い物、食事、映画を観る。

（エ） 部屋でのお喋り、テレビ、ゲーム、散歩

（オ） 生活や仕事の中で、困ったり悩んだり心細くなった時

⑤ 利用の流れ：

（ア） 利用者よりコーディネーター、宇治市社会福祉協議会事務局が相談を受け付ける。

（イ） スーパーバイザー、コーディネーター、事務局で構成されている判定会議（随時開催）で、利用の有無や内容を検討する。

（ウ） コンタクトパーソン登録者（研修修了者）に打診をし、候補者を確定する。

（エ） 利用者と顔合わせをして、利用のための調整を行う。但し、本人の意向やマッチングの結果により、利用できない場合がある。

（オ） 実際に活動を行い、事務局に報告をする。

⑥ 体制：

宇治市社会福祉協議会に事務局をおく。

運営委員会の設置（不定期）

「コンタクトパーソン活動のご案内」より

3. 社会福祉協議会とコミュニティフレンド

今回紹介した社会福祉協議会以外にも、全国の社会福祉協議会では、権利擁護の取り組みを進めている。特に市町村社会福祉協議会は、社会福祉法（※）で規定する地域福祉を推進する団体として定められており、地域内の組織や団体の取り組みを支援している。各地域でのコミュニティ・フレンドの取り組みを進められていけば、連携や支援の必要性は高い。取り組みの際には、積極的な関わりを期待したい。

一方、宇治市社会福祉協議会のコンタクトパーソン活動のような直接の取り組みは、他地域ではあまり実施されていないが、支援のあり方の一つとして、今後更なる展開を期待したい。

4. 最後に

—私のこれからは私が決め、市民で支える—

障害者等を対象にした悪徳商法や虐待などは、意思判断能力が低下していることにつけ込んだ権利を侵害する行為であり、放置できない。

多くの人がこの問題に関心を持ち、知的障害のある方のある人たちを見守られるならば、権利侵害行為の入り込む余地はなくなる。

当然のことながら、本人自身への働きかけ、エンパワーメント（自分らしさを活かして自立して生きる）の取り組みは不可欠であることは、いうまでもない。

コンタクトパーソン活動や福祉後見の活動、コミュニティフレンドの活動を通して、“知的障害のある方がわかる”、“知的障害のある方の人に関わる”市民が増え、さまざまな取り組みが行われることが、だれもが安心して暮らせる地域に近づく一歩と信じ、活動を続けていきたい。

※社会福祉法第109条（抜粋）

市町村社会福祉協議会は、市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であると規定されている。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

III. 親の会から：

幾重にも人の輪を ～「NPO法人ころばぬ先」の活動と期待すること～

NPO法人ころばぬ先は、障害者の権利擁護とライフプランを考えるために、また育成会の永遠のテーマでもある親亡き後を考えるためにまさにころばぬ先の杖になるべくして、平成18年5月10日に認証されスタートしました。

＜事業内容＞

- ① 成年後見に関する事業（後見・保佐・補助人を受任、後見に関する相談）
- ② 生活支援に関する事業（福祉サービス等に関する相談）

＜組織＞

- ① 運営会員（運営にたずさわる者）
 - ・理事
 - ・監事（弁護士・税理士）
- ② 利用会員（知的障害のある方・認知症の方）
- ③ 賛助会員（趣旨に賛同した者）
- ④ 顧問団（医師・弁護士・税理士・社会福祉士）

現在の活動は月1回の例会を開き、後見開始申立書を作成しながら、そこから生まれてくる疑問点、不安感など話し合い、同時に後見を依頼するにあたっての意向書を作成しています。意向書というのは、本人の成育歴・現在の医療・福祉サービス・金銭管理・生活の場・余暇の過ごし方などを書き込み、それに対しての意向が書けるように作成されています。親や家族以外の人に後見を託していく時、本人のことを少しでも知ってもらうためのものです。申立書を作り、意向書を書いていくことは、客観的に本人を見つめることが出来、何が本当に必要なかを冷静に考える手段ともなっています。専門家を招いての研修会も何回か行ないましたが、それだけに終わってしまうことが多く、今はお互いが研鑽し、その上で必要なことを専門家に聞くという形をとっています。また、相談事業や成年後見事業が含まれた、地域活動支援センターI型を受けている、社会福祉法人岡山市手をつなぐ育成会と連携をとりながら、後見事業を進めていきます。

岡山市手をつなぐ育成会が母体であるNPO法人ころばぬ先の最大の特徴は、法人後見でありながら、運営会員となって、希望すればわが子の担当者になれるということです。わが子を担当しながら第三者につないでいくという緩やかな委譲が可能になります。また、育成会が法人後見を行なう利点として、①親の団体であるゆえ、知的障害者のことがわかっている。②法人として取り組むことにより、後見についてノウハウを蓄積できる。それにより事例が多くなり、手続きがやりやすい。③運営会員など複数の目で行なうことにより質の高い後見ができる。また、顧問団の方々により専門的な問題にも適切に対応できることがあげられます。

現在NPO法人ころばぬ先の運営会員は50名、その内10名が学齢期の子どもを持つ親たちです。今後は各世代の会員たちを縦にも横にもつないでいく努力が必要となります。

折りしも平成19年度は手をつなぐ育成会中国ブロック大会が岡山で開かれます。このとき本人部会の支援者として多くの会員が参加することにより、そのきっかけ作りになることを考えています。

すでにに行なわれている岡山市内及び近郊の大学ボランティアサークルとの連携や、大学の講座に参加すること、また、2007年問題の退職された方々の社会資源を利用しての公民館活動などを通じて障害のある人たちの支援者を広く求めていく中、自然な形でコミュニティフレンドとしての繋がりが出来ていくことが今後期待できます。

本人たちの周りに人の輪が幾重にも出来、誰かに、どこかで見ていてもらえる。しかしながら気になったことがあればNPO法人ころばぬ先に連絡がある。そして、バックアップはころばぬ先がする。そのようなシステムが出来れば本人たちが地域で安心して豊かに暮らしていくのではないかと思います。

III. 親の会から：

成年後見とコミュニティフレンド 「市川手をつなぐ親の会」の取り組み

成年後見制度への関心はこれまでいくつかの波があり、一度目は、勿論、新しい後見制度として期待が高まった時期であり、2度目は、利用契約制度が始まり、後見人でないと契約が出来ないという危機感があった時期、そして今は、静かではありますが、確実な広がりが見えてきている時期といえると思います。身近に、成年後見人になる家族もちらほら出てきました。市川手をつなぐ親の会は、当初から市内の知的障害者相談員を中心に、そのつど、研修会を開いてきていましたが、これまで制度の説明に終わることが多かったのですが、昨年度は、1年間で6回の連続講座を実施し、多くの会員が参加をしました。成年後見人がすべてではない、障害のあるわが子のまわりにたくさんの人の輪を作つておくこと、その輪の中で成年後見人にしか出来ないことがあり、今後、必要になってくるということをじっくりと学んできています。

そして、今年度は、PACガーディアンズ（前述）と提携して、成年後見人養成講座を行いました。親以外の第3者後見人を育てるという趣旨ですから、呼びかけは多方面におよび、福祉職員・親はもとより、社協や、在宅介護センターなどからの参加もありました。その養成講座で、成年後見の話とともに、コミュニティフレンドの説明もありました。

また親の会の相談員は、今後、成年後見に関する会員からの相談を積極的に受けていること、相談員が成年後見相談の窓口になることを会員に伝えています。平成19年からは、市内の各施設や作業所をめぐって、成年後見説明会を開催する予定でいます。

市内のコミュニティフレンド利用は、18年度は、3組の方がたでした。精神科病院に長く入院をしている方、入所施設で暮らしている方、新しく出来たグループホームに入居された方を、それぞれの思いをこめたコミュニティフレンドさんが月2回程度訪問をしています。どんな過ごし方をしているかは、まだ回数が少ないので、わかりませんが、居室で過ごしたり、外にドライブに出かけたりしているようです。隣の市のコミュニティフレンドさんは、家族と暮らしている方の自宅を訪問しています。

あるテレビで、施設内で高齢者虐待が起き、その防止策の一つとして、近隣の方がたが、何々さんをたずねていく、何々さん専従のボランティアさんを受け入れてみた、という報道がありました。それは、利用者さんにとって、とてもうれしいことであることは容易に想像できます。コミュニティフレンドの考え方とよく似ているなあと思いながら、そのテレビを見ていました。

障害のある人のまわりには、家族と福祉サービスの従事者しかいないことが多いです。が人はもっと多くの人とのかかわりの中で、その生活を豊かに生きがいのあるものにしています。自分を訪ねてくる人、自分の話を聞いてくれる人、そして自分の生活をともに考えるといった存在としてのコミュニティフレンドを私たち家族は求めていたと思います。

仕組みとしてどうなっていくか、の問題もあり、人材確保の課題もあります。が、事業の採算とか、契約とか支援とかの言葉にしばられない、もっと自由な人としてのかかわりを、コミュニティフレンドさんに求めることができます。

成年後見人とコミュニティフレンド、ゆっくりと地域に広げていきたいと考えています。

IV. 事業所から：

「N P O 法人しぐなるあいづ」の取り組み

2003年春千葉県手をつなぐ育成会権利擁護委員会に参加したときのことです。本人の自己決定を支え、本人に代わって法的効力のある契約を行うための制度、成年後見制度があり、法人が後見する仕組みも可能であると、或る理事長のお話で知りました。知的障害をのある子の親として一番の悩みは親亡き後のわが子のことです。この制度は知的障害者の親亡き後の支えになると其の時確信し、松戸市の社会福祉法人松里福祉会保護者の有志と、施設長に加わってもらい勉強会を始めました。「松戸法人後見をめざす会」の立ち上げです。メンバーは、松戸手をつなぐ育成会の会員である早木紀基以下4名の母親です。施設長3名と合計8名でした。法人後見をめざすにあたって、「めざす会」は利益相反の観点からサービス提供団体から独立した中立な団体であることを常に念頭に置き、施設長はアドバイザーの立場での参加でした。

まず成年後見制度に対する関心度を測るためのアンケートを通所更生施設の保護者に実施した結果、そこから見えてきたことは利用したいが、制度の内容がわからないこと、本人の健康管理と暮らしの場での見守りがほしいこと、お金がかかるのでは使えないという3つの課題でした。

これを受けて2つの活動を始めました。一つは、松戸手をつなぐ育成会の事務所を借りて「早分かり成年後見相談室」を開設したことです。私達にとって幸運なことは司法書士の支援が得られたことでした。制度創設当初から関わっている後見業務経験豊かな彼女の協力で、開設時から実効性のある相談業務を実施できたと自負しています。その後この相談室は松戸市社会福祉協議会の支援を頂いて、場所を移転し社会福祉協議会の中の相談コーナーとして、一室を借りて月2回の相談室を継続して開設しています。

二つ目の活動はP A C ガーディアンズの支援を受けて開催した成年後見人養成講座です。講師はP A C ガーディアンズからの派遣ですが、私達のめざす第三者後見人は顔の見える後見人です。受講者の募集は地域に向かって発信しました。障害の或る人に関わっている人だけでなく、関わったことがない人にも知的障害者を知っていただく機会として捉えました。介護保険関係者、民生委員、施設関係者、一般の方、保護者等あらゆるところに募集要項を配布し、2回とも約百名の参加でした。養成講座参加者はコミュニティフレンドについて初めて聞いた人がほとんどでしたが、コミュニティフレンド参加希望をいただきました。今回のコミュニティフレンド試行事業のコミュニティフレンドさんも名川先生の講演参加者です。

平成18年11月24日「法人後見をめざす会」はN P O 法人しぐなるあいづとして活動を開始しました。P A C ガーディアンズをバックアップ機関として成年後見の啓発活動と市民型後見人養成・育成を行っていきます。市民型とは専門職ではないけれど、専門職とチームを組んで後見業務を担う人々を意味します。それはコミュニティフレンドの活動と大きく重なっている部分があると考えています。地域生活支援事業の支援員との連携を視野に入れた活動も考えられます。コミュニティフレンドという新しい概念を定着させるための方法は模索中ですが、法人後見をめざすにあたって、法人の貴重な人材と位置づけています。

V. スウェーデンのコンタクトパーソン事業

1. コンタクトパーソン事業と他の制度との違い

コンタクトパーソン事業は、成年後見制度とは違います。コンタクトパーソンは、福祉職員やホームヘルパー、介助員ではありません。若干の手当は支給されますが、あくまでもボランティアです。

2. コンタクトパーソン事業の法制度化

コンタクトパーソンについて初めて公的に法律で明記されたのは、社会サービス法（1980:620）の中においてです。この法律の第10条に、コンタクトパーソンが地域生活を支える個別援助者として名を連ねていました。個別援助者としてのコンタクトパーソンは、その後精神発達遅滞者等特別援護法（1985:568）や機能障害者の援助とサービスに関する法律（1993:387）などに盛り込まれ、社会的に認知されるようになりました。

3. コンタクトパーソン事業発展に向けた努力

コンタクトパーソンが社会サービス法などで取り上げられていたにも関わらず、1990年頃までの各種法律の解説書には、コンタクトパーソンに関する具体的な記述がほとんど見当たりません。そのため、各自治体の援護課では、これまで「コンタクトパーソンになって下さい」という呼びかけチラシを配布し、コンタクトパーソン確保のための努力を行ってきました。しかし、その意義を十分伝えきれなかつたためか、コンタクトパーソンを十分に確保することができずにいました。

1990年代に入りFUBが立ち上りました。1991年、FUBがテレビ、ラジオ、新聞などを使い、大々的に「コンタクトパーソン啓蒙全国キャンペーン」を行ったのです。おかげでコンタクトパーソンの成り手が大幅に増えました。有名な俳優やスポーツ選手もコンタクトパーソンになってくれるようになりました。

4. コンタクトパーソンはキー・パーソン

コンタクトパーソンは家族や社会との調整役を果たし、生活の質を高めるための潤滑油の働きをします。心を癒す存在の人ともなります。その意味で、人間関係の環を作り、一人ひとりの諸権利を守り、地域生活を支えるためのキー・パーソンと言うことができます。

5. コンタクトパーソン事業をめぐる諸問題

コンタクトパーソン事業の制度化には、まだ多くの問題が残されています。有償ボランティアと呼ばざるを得ない制度上の不十分さが、コンタクトパーソンの責任範囲、役割分担、権限などを曖昧にし、コンタクトパーソン事業を魅力の乏しいものにしまっているからです。

25年以上の取り組みを通して知的障害をもつ人たちにとってコンタクトパーソン事業が欠かせないものであることが証明されてきました。しかし、今後は、必要としている人にもれなくコンタクトパーソンが行き渡るようにするとともに、コンタクトパーソンをやってみたいという人が一人でも多く手をあげてくれるような魅力のあるコンタクトパーソン事業に改善していく必要があるよう思います。

VI. 書式例

1. 契約書

コミュニティフレンド契約書

(以下「甲」という)は、
コミュニティフレンドとして下記のように契約する。

第1条 [業務内容]

乙は、コミュニティフレンドとして甲に対し、定期的に会い(月1回程度)、社会参加・余暇等行動を共にしたり、暮らしのことを考えたりする『街中の友だち』として関わっていく。

第2条 [契約期間]

契約期間は 平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。
ただし、契約期間の満了1ヶ月前に甲乙の相談により、委託期間を1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第3条 [交通費等の支払い]

乙は、甲と会うときには 事務局より交通費等として5,000円支払われるが、上限を月2回10,000円とするが、それを超えた分に関しては実費負担とする。

第4条 [秘密保持]

甲乙は本契約に関してしり得た情報を一切外部に話したり、書いたりしてはいけない。
また、コミュニティフレンドの関係でなくなった後も同様である。

第5条 [協議]

本契約に定めのない事や契約と違うことが生じた場合については、甲乙誠実協議の上、決定するものとする。

以上、コミュニティフレンド契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

委託者〔甲〕

住所

氏名

印

受任者〔乙〕

住所

氏名

印

VI. 書式例

2. 申込書

コミュニティフレンド利用申込書

理事長 様

私は が主催するコミュニティフレンドを以下の条件で申し込みします。

《利用期間》
平成 年 月 日～平成 年 月 日

《コミュニティフレンド氏名》

さん

(コミュニティフレンドがまだ決まっていない場合)

希望する人： _____

平成 年 月 日

氏 名

保護者氏名

VI. 書式例

3. 活動規約

コミュニティフレンド活動規約

コミュニティフレンドの方には、身近な地域で障害のあるご本人と定期的にお会いし、社会参加・余暇活動等行動をともにしたり、暮らしのことをご本人と一緒に考えたりする『街中の友だち』として関わってくれることを目的としています。お互いに良い関係で長くお付き合いができるよう、以下のルールを守りながら関係を深めていってください。

その1

コミュニティフレンド登録者は、コミュニティフレンドを受けるにあたって研修会を受ける。

その2

担当するコミュニティフレンドと利用候補者が決まった場合、一度顔合わせをし、次回以降も双方続けていきたい意思があれば、改めて契約する。障害のあるご本人に向き合い、気長にお付き合いをしながら、月1回程度は利用者の方とお会いし、関係を深めていく。

その3

お付き合いをしていく中で、疑問、不安などが出てきた場合、自分で抱え込みず、〇〇〇〇に連絡をする。また、利用者の方の様子等で気になった行動等があった場合も連絡する。

その4

コミュニティフレンドと利用者の方、そのご家族の間での個人的な金銭のやり取り等は行わない。また、関わっていく利用者の方、家族等の情報、プライバシーは、外部には一切公言しないこととし、また、契約終了後も外部には一切公言しないこと。

その5

外出時の交通費、娯楽費、飲食費などの実費は各自持ちとする。利用者宅を訪問した際のお茶・お菓子や、食事に呼ばれた（誘われた）際などは、友だちとして常識の範囲内で対応して差し支えない。

その6

コミュニティフレンドとして利用者と会った後は報告書に記載し、〇〇〇〇に提出する。

その7

半年に一度、コミュニティフレンドと〇〇〇〇関係者が集まり意見交換をしていく。

VI. 書式例

4. コミュニティフレンド活動報告書

コミュニケーションフレンド活動報告書

氏名	
活動日	
お会いした方の氏名	
当日の流れ	
ご本人の様子	
感想	
○○○への質問・要望など	

VI. 書式例

5. コミュニティフレンド案内例

コミュニケーションフレンドになってみませんか？

☆ コミュニティフレンドとは？

成年後見のような法的な関係はないけれど、地域で障害のあるご本人と定期に会い、社会参加・余暇等行動をともにしたり、暮らしのことをご本人と一緒に考えたりする『街の中の友だち』として関わってくれる人のことです。

☆ コミュニティフレンドになるには資格はいりません。

障害のあるご本人と一緒に向き合って、気長にそしてご本人の視点に立ってお付き合いをしてくれる方なら大丈夫です。また、障害のある方と上手くお付き合いができるかどうか不安・・・という方も○○○○○○がきちんとサポートしますので安心してください。

(なお、コミュニケーションフレンドになってくださる方には○○○○○○が主催する研修会に参加して頂きます。)

○○○○○○とは・・・？

障害のある人々及びその家族に対して、地域で暮らす際に必要な福祉サービスの利用に関わる権利擁護の支援に関する事業ならびに成年後見に関わる活動をしています。

《連絡先》

○○○○○○事務局

連絡先 ○○○○○○

VII. コミュニティフレンドQ&A

Q 1 : どこに行けばよいの？

A 1 :外出しなければならないということはありません。自宅で一緒にいてもけっこうです。2人で決めてください。

Q 2 : 頻度や時間帯は？

A 2 :それぞれ勤務の都合や事情もあるでしょうから、お互いの調整で決められればよいというのが基本案です。しかし事業の目的達成のためには一定程度は関わり合いが必要ですので、たとえば月に1～2回を標準として考えています（「コミュニティフレンドとは」参照）。お互いに分かり合うために、初期は少し頻度を多くすることが大切かもしれません。

Q 3 : コミュニティフレンドになるための資格は？

A 3 :基本案では特に資格を設けてはいません。あまり特別なことはしないし、難しいことはさせずバックアップ機関が仲介、対処するからです。しかし、各バックアップ機関ごとに何らかの資格を設けることはできるでしょう。ただし強い権限を持たせることはできないし、すべきではないと考えます。

Q 4 : 研修はあるの？

A 4 :障害のある人と付き合う人として、最低限の理解や認識は必要です。もっとも大切なのは、本人の利益に沿うことと、権利擁護に関する基本的な事項を理解することです。

それから研修の一環でありまた事業の質的向上を図る意味もありますが、バックアップ機関はコミュニティフレンドからの質問や不安に積極的に対応できるように連携を保つこと、定期・不定期に意見交換会を開催することが必要でしょう。これまでの試行から、コミュニティフレンドは個人で活動するだけに、わからず不安になることや他の人と気持ちを分かち合うことがとても大切であることがわかってきています。

Q 5 : 養成はするの？

A 5 :はじめはこれはと思う人に相談・依頼してコミュニティフレンドになってもらうこともできるのではないかと考えます。しかしその後、啓発の意味も含めて養成を行うことは大切になりでしょう。いろんなジャンルの人に声をかけましょう。

Q 6 : ガイドヘルパーとの違いは？

A 6 :ガイドヘルプは報酬に基づくサービス提供で、必要なサービスが提供されることが主たる目的になります。いっぽうコミュニティフレンドは個人の関係（ともだち関係）をつくりこれを続けていくことで世界を広げたりご本人の活動を支援することが目的となります。そのため、ガイドヘルプではそのときの都合でサービス提供者（支援者）が変わる場合もあり得ますが、コミュニティフレンドはその人が都合悪ければ活動延期となるでしょう。言わば「～をしに行く」と「～さんと会う」ことの違いです。

またコミュニティフレンドは活動目的が外出等の支援ではないので、外出することもあればしないこともあります。どこにも行かないで話し合ったり遊んだりする日があるかもしれません。利用者ご本人との関係を作り上げ個人の嗜好を大切にするとともに、コミュニティフレンド自身の個性で関わりを行っていきます。

それからガイドヘルプは仕事なので利用料金支払いが基本で、コミュニティフレンドはボランタリーな活動が基本となるでしょう（この辺りは今後の制度の作り方次第）。そのほかにも違いを挙げられるかと思います。

ガイドヘルプとコミュニティフレンドは機能・役割が重なる部分もあります。しかし、お互にすべてを肩代わりさせることは出来ません。ガイドヘルプは制度・サービスとしてあるものですから、これは十分に利用すべきです。その上でコミュニティフレンドとの関係を育んでいってください。スウェーデンのコンタクトパーソンも、ガイドヘルプにあたる職種とは分けられてそれぞれの仕事を行っています。

Q 7：費用負担は？

A 7：対等な友だちとして、食費・交通費・入園料など実費はそれぞれで負担するのが原則です。それ以外の部分はどうすべきかは、主催者あるいはバックアップ機関の整理に従ってください。

Q 8：茶菓や食事はもらっていいの？

A 8：限度はありますが、良識の範囲内でOKと考えます。それも交友の中で自然にあることならば、ぎこちなく断らなくとも良いでしょう。しかし食事やお茶、お菓子が義務的になったり（逆に家族への供應強制になったり）、ご本人との関係が二の次になるようならば、止めるべきです。何事もほどほどに。

Q 9：合う・合わないがあると思うが…？

A 9：バックアップ機関が利用者とコミュニティフレンドとの相性を考えマッチングします。事前に条件が出ていれば、これも考慮します。それでも実際にやってみると合わない場合もあるでしょう。そのときは任期終了前の契約更新を待って意思表示するか、あるいはバックアップ機関に報告し、変更も含めた検討を依頼します。バックアップ機関は同じく利用者側からも感想を聞き取り、相性の検討をします。

Q 10：重度の人でも大丈夫か？

A 10：うちの子は話せないし、来てくれても嬉しいかどうかわからないから、コミュニティフレンドといつても無駄ではないかと心配する方もいるかもしれません。でも友だちのかたちはそれで、お互いが好んでいるのならそれで良いのではないかと思います。また、コミュニティフレンドは、その人の新しい知り合い・味方ができること、その人の権利を尊重してくれる人できること、でもあります。初めから無理と思うのではなく、重度の方こそコミュニティフレンドを検討してみてください。

Q 11：なんだか押し付けの友だちっぽい…

A 11：そうですね。普通の友だちに比べれば、不自然な関係だと思います。でも関係は気長に少し

ずっと作っていけば良いのだし、“友だちって何だろう”と考えながら付き合うのも意味があると思いませんか。

また、コミュニティフレンドは友だちであると同時に、その人と社会・まちとをつなぐ接点でもあり、そこから新しい出会いが広がります。障害のある人は、大人になると新しい出会いはなかなか無く、問題だと思います。コミュニティフレンドとの関わりを通じて、少しでも豊かな暮らしにつながっていければよいと考えています。

ひょっとしたら、こんな契約関係はぎこちなくて嫌だと思ったら、契約抜きの友だち関係になることもできるでしょう。しかしそう考えられるのも、コミュニティフレンドの仕組みがあるからなのかもしれませんね。

Q12：他にもよくわからないことが…

A12：わからないときは「だって友だちなんだから」とつぶやくと、基本に立ち返ることができる場合があります。私たちもときどきそうしています。

でもそういうときは遠慮無くバックアップ機関に問い合わせしましょう。そのためのバックアップ機関です。

知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業・report 2 執筆者一覧

成年後見事業の全体像

佐 藤 彰 一 (さとうしょういち)
…権利擁護の世界と後見利用
法政大学法科大学院教授・弁護士・全日本手をつなぐ育成会監事・本研究事業委員長

池 田 恵利子 (いけだえりこ)
…成年後見制度の活用と課題
いけだ後見支援ネット代表

松 友 了 (まつともりょう)
…全国ネットワークの編成
全日本手をつなぐ育成会常務理事

「広報活動」マニュアル

松 井 美弥子 (まついみやこ)
…成年後見制度の活用の促進に向けての提言
兵庫県手をつなぐ育成会理事長・全日本手をつなぐ育成会理事

松 友 了 (まつともりょう)
…日本成年後見法学会への参加

「後見支援センター」マニュアル

白 井 俊 子 (しらい としこ)
…はじめに (共同執筆)、3. 1) 2) 3)
東京都知的障害者育成会青年期相談室室長
(3)(4) 4) ~6)、4. 1)、おわりに

清 水 圭 子 (しみず けいこ)
…はじめに (共同執筆)、3. 1) 2) 3)
東京都知的障害者育成会青年期相談室
(3)(4) 4) ~6)、4. 1)

川 井 誉 久 (かわい たかひさ)
…1.、5. 1)
東京都社会福祉協議会地域福祉室長

細 川 瑞 子 (ほそかわ みづこ)
…2.、5. 2)
全日本手をつなぐ育成会中央相談室長・社会福祉士・親。

小 尾 隆 一 (こび りゅういち)
…3. 3) (1)(2)(5) 7) 8)
大阪知的障害者育成会法人事務局次長

「コミュニティフレンド事業」マニュアル

名 川 勝 (ながわ まさる)
筑波大学大学院人間総合科学研究科講師

…コミュニティフレンドとは、

田 川 正 浩 (たがわ まさひろ)
N P O法人ひだまり専務理事

…事業のあり方 (P A C ガーディアンズの活動例)

田 辺 寿 (なたべ ひさし)
伊賀市社会福祉協議会 伊賀地域福祉後見サポートセンター 福祉サービス利用支援専門員

石 原 眞季江 (いしはら まきえ)
N P O法人ころばぬ先理事長

…親の会から (幾重にも人の輪を)

竜 円 香 子 (りゅうえん かこ)
市川市手をつなぐ育成会会員

…親の会から (成年後見とコミュニティフレンド)

泉 幸 江 (いずみ さちえ)
松戸手をつなぐ育成会会員

…事業所から (N P O法人しぐなるあいづの取り組み)

河東田 博 (かとうだ ひろし)
立教大学コミュニティ福祉学部教授

…スウェーデンのコンタクトパーソン事業

知的障害者の権利擁護システム構築に関する研究事業・Report 2

成年後見事業の全体像・広報活動マニュアル・
後見支援センターマニュアル・コミュニティフレンド事業マニュアル

発行日：2007年1月31日

編集者：佐藤彰一

発行者：藤原治

発行所：社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会

〒105-0003 東京都港区西新橋2-16-1

全国たばこセンタービル8階

TEL 03-3431-0668 FAX 03-3578-6935

<http://www1.odn.ne.jp/ikuseikai/>

E-mail: ikuseikai@pop06.odn.ne.jp

印刷所：大手町企画

